
別紙 各契約書の雛形

目次

別紙 1	映像化ライセンス契約（映画製作の場合）	2
別紙 2	映像化ライセンス契約（ネット配信コンテンツ製作の場合）	14
別紙 3	動画配信ライセンス契約	26
別紙 4	映画配給ライセンス契約	40
別紙 5	ゲーム化ライセンス契約	57
別紙 6	商品化ライセンス契約の条項例	74
別紙 7	音楽配信許諾契約書	91
別紙 8	アニメ制作委託契約書	102
別紙 9	キャラクター制作委託契約書	113
別紙 10	脚本制作委託契約書	122
別紙 11	映像共同製作契約	131
別紙 12	イベント出演契約	144
別紙 13	番組出演契約	157

別紙1 映像化ライセンス契約（映画製作の場合）

日本国法人●●●●株式会社（以下、「甲」という。）と中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「乙」という。）は、著作物を利用した映画の制作等について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

1. 本著作物

Aを著作者として創作された、タイトル「●●●●」に係る著作物をいう。

2. 本映画

3. 本著作物を原作として製作される、以下の映画をいう。

(1) タイトル： ●●●●（仮）

(2) 上映時間： 100分～120分（予定）

(3) 言語： 中国語（標準語）

(4) 上映開始： ●年●月（予定）

(5) 上映地： 中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）全地域

.....

3.

第2条（許諾範囲）

1. 乙は、本契約に基づき、次の各号に定める行為を独占的に行うことができる。

(1) 本著作物を原作として、本映画を制作すること（本映画制作のための脚本の制作を含む。）

(2) 本映画を以下の条件で配給、上映、宣伝すること

① 地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）

② 言語：中国語（標準語）

③

(3) 本映画をビデオグラム化すること

(4) 本映画をインターネットで配信すること

(5) . . .

第3条（再許諾）

1. 乙は、前条各号に定める権利を第三者に再許諾することにより、必要な業務を委託することができる。この場合において、乙は、委託先たる当該第三者との間の契約書の写しを、その締結前に甲に提出し、委託先及び委託業務の内容について、予め甲の書面による承諾を得なければならないものとする。
2. 前項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、当該第三者の行為について、乙は甲に対して連帯して責任を負う。
3. 第1項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、乙は、甲に対し、本契約の範囲内で委託先たる第三者が本契約によって乙に許諾された権利のうち特定の利用権を有する旨の授權証の発行を要請することができる。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。

第4条（ライセンス料）

1. 乙は、本著作物の利用の対価として、●円（税込）を支払う。
2. 乙は、甲に対し、前項に規定する金員を、●年●月●日までに、甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、関連資料を甲に提出するものとする。
4. 第1項に規定するライセンス料が同項規定の期日までに支払われない場合、乙は甲に対し、1日当たり0.1%の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

第5条（制作の監修と許可手続）

1. 乙は、本映画のプロット、シナリオ、イメージボード、絵コンテその他、本映画の脚本制作過程における途中制作物については、別紙に定めるスケジュールにしたがって、それぞれ甲に報告し、その内容について、甲の監修を受け、その承認を得なければならない。
2. 乙は、本映画の脚本が完成した場合、速やかに甲に報告し、その内容について、甲の監修を受け、その最終承認を得なければならない。
3. 乙は、前項の規定に基づき、甲の最終承認を得た本映画の脚本について、所轄の国家電影局に対し、甲の最終承認から10営業日以内に脚本届出を行い、その結果について、速やかに甲に報告しなければならない。なお、脚本届出に要する費用は乙の負担とする。
4. 本映画にて制作・収録される映像・音声の内容、編集方針その他本映画の制作仕様の詳細及び本映画の制作スケジュールについては、別紙●に定めるものとし、乙はこれらに従い、本映画の制作を行う。
5. 本映画の制作開始後、乙は、制作状況、制作内容について、甲の要請に従い、報告しなければならない。

-
6. 乙は、本映画のマスターデータが完成した場合、甲に報告し、その内容について最終承認を得なければならない。
 7. 乙は、前項の規定に基づき、甲の最終承認を得た本映画のマスターデータについて、所轄の国家電影局に対し、甲の最終承認から 10 営業日内に上映許可申請を行い、その結果について、速やかに甲に報告しなければならない。なお、上映許可申請に要する費用は乙の負担とする。

第 6 条（権利被侵害対応）

本映画又はその制作過程における制作物の全部又は一部について、著作権侵害が発生した場合には、乙がその費用において対応に当たり、甲は必要に応じて、乙の対応を監督し、又は乙の対応に協力するものとする。

第 7 条（商標等の登録行為の制限）

乙は、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）における、本映画及びその構成要素等に関する商標権登録出願、著作権登録出願について、甲の事前の承諾を得た範囲で、当該出願を行い、又はその代行をすることができる。

第 8 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 9 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合

-
- (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
 3. 以下のいずれかの理由に該当する場合には、甲は、乙に対する書面による通知をもって、いつでも本契約を解除することができる。
 - (1) ●年●月●日までに、本映画の撮影制作許可を取得することができなかった場合
 - (2) 別紙に規定する本映画の制作スケジュールのうち、脚本完成、撮影制作許可取得後の撮影開始、マスターデータ完成のいずれかが1カ月以上遅延している場合
 - (3) 中華人民共和国内における政策変更、日中関係の変化その他の政治的理由により、本映画の中華人民共和国における上映予定日までの上映が不可能又は困難であると甲が判断した場合
 4. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について賠償を請求することができる。

第11条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第12条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第13条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 14 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 15 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 16 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就使用作品制作电影之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

在本合同中下列用语的定义如下：

1. 本作品

著作权人A创作的，标题为《●●●●》的作品。

2. 本电影

指以本作品为原作制作的以下电影。

- (1) 标题： ●●●●（暂定）；
 - (2) 上映时间： 100分钟～120分钟（预定）；
 - (3) 语言： 中文（普通话）；
 - (4) 上映日期： ●年●月（预定）；
 - (5) 上映地区： 中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）；
．．．．．
3. ．．．

第2条（授权范围）

1. 根据本合同，乙方可独占性地实施以下各项规定的行为：

- (1) 以本作品为原作，制作本电影（包含制作本电影所需的剧本的撰写）；
- (2) 按照以下条件发行、上映、宣传本电影：
 - ① 地区： 中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）；
 - ② 语言： 中文（普通话）；
 - ③ ．．．
- (3) 将本电影制作成录像制品；
- (4) 在互联网上播放本电影；
- (5) ．．．

第3条（转授权）

1. 乙方有权将前一条各项规定的权利，通过向第三方进行转授权的方式，进行必要的业务委托。该等情况下，乙方须在与该接受转委托的第三方签约之前，向甲方提供与该接受转委托的第三方的合同副本，并就转受托方、委托业务的内容，获得甲方的事先书面同意。
2. 乙方根据前款规定向第三方进行转授权的，乙方应对该第三方的行为，向甲方承担连带责任。
3. 乙方根据第1款规定，向第三方转授权的，乙方有权请求甲方出具授权书，载明在本合同范围内，接受转委托的第三方，对于乙方根据本合同取得的授权权利享有特定使用权。授权书中记载的事项与本合同内容不一致的，应依据本合同的内容进行解释。

第4条（授权费用）

1. 乙方应向甲方支付●日元（含税），作为使用本作品的对价。
2. 乙方应于●年●月●日前，将前一款规定的金额，汇至甲方指定的银行账户。因转账汇款产生的手续费，应由乙方承担。
3. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税金，并向甲方提交相关资料。
4. 乙方未能在第1款规定的期限内支付第1款规定的授权费的，每迟延一日，乙方须按照0.1%的利率向甲方支付滞纳金。

第5条（制作的监修和许可手续）

1. 就本电影的情节、剧本、图像板、分镜稿以及其他本电影的剧本制作过程中产生的制作物，乙方应根据附件规定的日程，分别向甲方报告，接受甲方对于内容的监修并获得甲方的同意。
2. 本电影剧本撰写完成时，乙方应及时向甲方报告，接受甲方对于内容的监修并获得甲方的最终同意。
3. 根据前款规定获得甲方最终同意的本电影剧本，乙方应在获得甲方最终同意后10个工作日内，向主管的国家电影局申请剧本备案，并及时向甲方报告申请结果。此外，因剧本备案所产生的费用，由乙方负担。
4. 本电影中制作、收录的影像或声音的内容、编辑方针等其他本电影的制作方法的详细内容以及制作日程，应在附件●中予以规定。乙方应根据该附件规定，进行本电影的制作。
5. 本电影的制作开始后，乙方须根据甲方的要求，向甲方报告本电影的制作情况、制作内容。
6. 本电影的母片完成时，乙方应向甲方报告，并就母片内容获得甲方的最终同意。
7. 根据前款规定获得甲方最终同意的本电影母片，乙方应在获得甲方最终同意后10个工作日内，向主管的国家电影局申请公映许可，并及时向甲方报告申请结果。此外，因申请公映许可而产生的费用，由乙方负担。

第6条（权利侵害之应对）

本电影或者其制作过程中产生的全部或部分制作物相关的著作权遭到侵害的，由乙方承担费用进行应对，必要时甲方应对乙方的应对进行监督或者予以协助。

第7条（商标等注册行为的限制）

在中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区），就本电影及其构成要素等相关的商标注册申请以及著作权登记申请，乙方可在取得甲方事先同意的范围内，进行申请或代办申请。

第8条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第9条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 出现下述任一事由的，甲方有权随时以书面形式通知乙方解除本合同：
 - (1) ●年●月●日之前，未能取得本电影的拍摄许可证的；

-
- (2) 附件规定的本电影的制作日程中，剧本的完成、取得拍摄许可证后拍摄的开始、母片的完成中任一项迟延 1 个月以上的；
 - (3) 因中华人民共和国国内政策变更、中日关系变化或其他政治原因，甲方认为本电影在中华人民共和国的预定上映日期之前无法上映或难以上映的。
4. 根据本条前三款项规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 10 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，向对方当事人要求赔偿。

第 11 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 12 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 13 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 14 条（适用法律）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 15 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 16 条（争议解决）

本合同有关的一切争议，应由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会，根据其商事仲裁规则在日本国东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期:

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

別紙 2 映像化ライセンス契約(ネット配信コンテンツ制作の場合)

日本国法人●●●●株式会社(以下「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下「乙」という。)は、著作物を利用したドラマの制作等について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 定義

本契約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

1. 本著作物

Aを著作者として創作された、タイトル「●●●●」に係る著作物をいう。

2. 本ドラマ

本著作物を原作として制作される、以下のドラマをいう。

- (1) タイトル： ●●●● (仮)
- (2) 話数： ●話 (予定)、1話は約●分間とする
- (3) 言語： 中国語 (標準語)
- (4) 配信開始： ●年●月 (予定)
- (5) 配信サイト： ●●●●会社が運営する●●●●動画配信サイトプラットフォーム及び「●●●●」アプリ

．．．．．

3. . . .

第2条 許諾範囲

1. 乙は、本契約に基づき、次の各号に定める行為を独占的に行うことができる。

- (1) 本著作物を原作として、本ドラマを制作すること(本ドラマ制作のための脚本の制作を含む。)
- (2) 本ドラマを以下の条件で配信すること
 - ① 地域：中華人民共和国(香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。)
 - ② 言語：中国語(標準語)
 - ③ 期間：●年●月●日より●年間
 - ④ 配信チャネル：●●●●動画配信サイトプラットフォーム及び「●●●●」アプリ。
なお、本ドラマを配信し、又は、配信しようとする動画サイトプラットフォーム、アプリケーションを変更、又は追加する場合には、乙は、甲に事前にその旨通知し、承諾を得るものとする。

⑤ . . .

第3条 再許諾

1. 乙は、前条各号に定める権利を第三者に再許諾することにより、必要な業務を委託することができる。この場合において、乙は、委託先たる当該第三者との間の契約書の写しを、その締結前に甲に提出し、委託先及び委託業務の内容について、予め甲の書面による承諾を得なければならないものとする。
2. 前項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、当該第三者の行為について、乙は甲に対して連帯して責任を負う。
3. 第1項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、乙は、甲に対し、本契約の範囲内で委託先たる第三者が本契約によって乙に許諾された権利のうち特定の利用権を有する旨の授權証の発行を要請することができる。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。

第4条 (最低保証金)

1. 乙は、本著作物の利用の最低保証金として、●円(税込)を支払う。
2. 乙は、甲に対し、前項に規定する金員を、●年●月●日までに、甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、関連資料を甲に提出するものとする。
4. 第1項に規定する最低保証金が同項規定の期日までに支払われない場合、乙は甲に対し、1日当たり0.1%の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。
5. 第1項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条 (レベニューシェア)

1. 乙は、前条に規定する最低保証金のほか、本ドラマの配信により、毎四半期末日までに得た純利益について、甲：乙=1：1の割合で分配し、その翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込み送金して支払う。ただし、前条第1項の規定に基づき支払われた最低保証金は、当該純利益の甲への分配に充当し、最低保証金を超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。純利益とは、本ドラマを配信した全ての配信チャンネルの総収入から、配信チャンネルにおける配信コストの総額を控除した金額をいい、各配信チャンネルの総収入及び運営コストは以下の式により算出される。

- (1) 各配信チャンネルの総収入=本ドラマの1回の視聴について、当該配信チャンネルでユーザーに課金される金額×総視聴回数

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

(2) 各配信チャンネルにおける配信コスト＝・・・

2. 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第6条（報告書・監査）

1. 乙は、前条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、毎月末日から30日以内に、各配信チャンネルにおける視聴回数及び配信コストの各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性、正確性を保証する。
3. 第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする。

第7条（制作の監修と許可手続）

1. 乙は、本ドラマのプロット、シナリオ、各話の脚本等については、別紙●に定めるスケジュールにしたがって、それぞれ事前に甲に報告し、その内容について、甲の監修を受け、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項の規定に基づき、甲の承認を得た内容にて、本ドラマの制作を開始し、制作状況、制作内容について、甲の要請に従い、報告しなければならない。
3. 乙は、別紙●に定めるスケジュールにしたがって、甲の承認を得た内容にて、配信届出番号取得のための申請手続を行うものとし、取得した配信届出番号を速やかに甲に通知しなければならない。なお、当該手続に要する費用は乙が負担するものとする。

第8条（権利被侵害対応）

本ドラマ又はその制作過程における制作物の全部又は一部について、著作権侵害が発生した場合には、乙がその費用において対応に当たり、甲は必要に応じて、乙の対応を監督し、又は乙の対応に協力するものとする。

第9条（商標等の登録行為の制限）

乙は、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）における、本ドラマ及びその構成要素等に関する商標権登録出願、著作権登録出願について、甲の事前の承諾を得た範囲で、当該出願を行い、又はその代行をすることができる。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 11 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第 12 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について賠償を請求することができる。

第 13 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 14 条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 15 条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 16 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 17 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 18 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時にお

ける当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就使用作品制作电视剧之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

在本合同中下列用语的定义如下：

1. 本作品

指著作权人A创作的，标题为《●●●●》的作品。

2. 本电视剧

指以本作品为原作制作的下述电视剧：

- (1) 标题： ●●●●（暂定）；
 - (2) 集数： ●集（预定），每集约●分钟；
 - (3) 语言： 中文（普通话）；
 - (4) 开始播放时间： ●年●月（预定）；
 - (5) 播放网站： 由●●●●公司运营的视频播放网站平台以及“●●●●”应用程序；
 - (6) ……
3. …

第2条（授权范围）

1. 根据本合同，乙方可独占性地实施以下各项规定的行为：

- (1) 以本作品为原作，制作本电视剧（包含制作本电视剧所需的剧本的制作）；
- (2) 按照以下条件播放本电视剧：
 - ① 地区： 中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）；
 - ② 语言： 中文（普通话）；
 - ③ 播放期间： 自●年●月●日起●年；
 - ④ 播放渠道： ●●●●视频播放网站平台以及“●●●●”应用程序。此外，乙方变更或者追加播放或可能播放本电视剧的视频播放网站平台、应用程序的，应事先通知甲方，并取得甲方同意；
 - ⑤ …

第3条（转授权）

1. 乙方有权将前一条各项规定的权利，通过向第三方进行转授权的方式，进行必要的业务委托。该等情况下，乙方须在与该接受转委托的第三方签约之前，向甲方提供与该接受转委托的第三方的合同副本，并就转受托方、委托业务的内容，取得甲方的事先书面同意。
2. 乙方根据前款规定向第三方进行转授权的，乙方应对该等第三方的行为，向甲方承担连带责任。
3. 乙方根据第1款规定向第三方转授权的，乙方有权请求甲方出具授权书，载明在本合同范围内，接受转委托的第三方，对于乙方根据本合同取得的授权权利享有特定使用权。授权书中记载的事项与本合同内容不一致的，应依据本合同的内容进行解释。

第4条（保底授权费）

1. 乙方应向甲方支付●日元（含税），作为使用本作品的保底授权费。
2. 乙方应于●年●月●日前，将前一款规定的金额汇至甲方指定的银行账户。因转账汇款产生的手续费，应由乙方承担。
3. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税金，并向甲方提交相关资料。
4. 乙方未能在第1款规定的期限内支付第1款规定的保底授权费的，每迟延1日，乙方须按照0.1%的利率，向甲方支付滞纳金。
5. 乙方根据第1款规定向甲方支付的保底授权费，不论任何理由均不予返还。

第5条（收入分成）

1. 除了前一条规定的保底授权费以外，就截止至每个季度最后一日因播放本电视剧而取得的净收入，乙方应按照甲方：乙方=1：1的比例向甲方分配该收入，并于该季度结束后的次月最后一日之前，汇至甲方指定的银行账户。但是，根据前一条第1款规定支付的保底授权费，应抵充向甲方分配的净收入，当应向甲方分配的净收入超过保底授权费时，才开始向甲方支付收入分成。净收入是指从播放本电视剧的所有播放渠道中获得的总收入中，扣除播放渠道上产生的播放总成本后得到的金额。各播放渠道的总收入以及运营成本，应根据以下公式计算得出：
 - (1) 各播放渠道的总收入=每观看1次本电视剧该播放渠道向用户收取的费用×总观看次数
 - (2) 各播放渠道上产生的播放成本=…
2. 前一条第2款以及第3款的规定，适用于根据前一款规定向甲方进行的支付。

第6条（报告书及审计）

-
1. 为根据前一条第 1 款的规定计算收入分成，乙方应当于每月最后一日起 30 日内，向甲方提交记载了各播放渠道上的观看次数以及播放成本等各项经费项目的计算报告书，并取得甲方的同意。
 2. 乙方保证，前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
 3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内，甲方认为必要的，乙方应当让甲方或甲方指定的第三方查阅、誊写该账簿或相关文件。

第 7 条（制作的监修与许可手续）

1. 乙方应根据附件●规定的日程，事先分别向甲方报告本电视剧的情节、剧本、各集剧本等，并就其内容接受甲方的监修并取得甲方的同意。
2. 乙方应按照前款规定取得甲方同意的内容，开始本电视剧的制作，并根据甲方的要求，向甲方报告制作情况、制作内容。
3. 乙方应根据附件●规定的日程，按照甲方同意的内容，办理获取上线备案号相关的申请手续并及时将获取的上线备案号通知甲方。此外，该等手续所需费用由乙方承担。

第 8 条（权利被侵害之应对）

本电视剧或者其制作过程中产生的全部或部分制作物相关的著作权遭到侵害的，由乙方承担费用进行应对，必要时甲方应对乙方的应对进行监督或者予以协助。

第 9 条（商标等注册行为的限制）

在中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区），就本电视剧及其构成要素等相关的商标注册申请以及著作权登记申请，乙方可在取得甲方事先同意的范围内，进行申请或代办申请。

第 10 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 11 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 根据前两款规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 12 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，向对方当事人要求赔偿。

第 13 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 14 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 15 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 16 条（适用法律）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 17 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 18 条（争议解决）

本合同有关的一切争议，应由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会，根据其商事仲裁规则在日本东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字:

盖章:

日期:

乙方: ●●●●有限公司

住所:

法定代表人签字:

盖章:

日期:

別紙3 動画配信ライセンス契約

日本国法人●●●●株式会社（以下、「甲」という。）と中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「乙」という。）とは、動画配信ライセンスについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（ライセンス動画）

本契約のライセンス動画は以下のアニメ著作物を指す。

1. 中国語タイトル：●●●●
2. 日本語原題：●●●●
3. 話数：●話
4. 毎話時間：●分間
5. 監督：●●●●
6. 制作言語：日本語

第2条（許諾範囲）

1. 甲は、乙に、ライセンス地域及びライセンス期間において、配信チャネルにてライセンス言語でライセンス動画を配信することを授権し（甲が本条に基づき乙に付与する権利を、以下、「ライセンス権利」という。）、乙は当該授権を受け入れる。
2. 前項に規定する動画配信ライセンスのライセンス地域、ライセンス期限、配信チャネル、ライセンス言語及びライセンス態様は以下の通りである。
 - (1) ライセンス地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）
 - (2) ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) 配信チャネル：●●●●動画配信サイトプラットフォーム及び●●●●アプリ
 - (4) ライセンス言語：日本語のセリフ及び中国語の簡体字字幕
 - (5) ライセンス態様：通常ライセンス

第3条（再許諾）

乙は、本契約に定めるライセンス権利の全部又は一部を第三者にサブライセンスしようとする場合、サブライセンシーたる第三者、サブライセンスの内容について、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、サブライセンスを行ってはならない。また、甲の書面による同意を得たサブライセンスについて、乙はサブライセンスを受けた第三者に本契約の関連規定を厳格に遵守させ、かつ当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

第4条（最低保証金）

1. 乙は、甲に対し、第2条の動画配信ライセンスの最低保証金として、●人民元（税込）を支払う。乙は、●年●月●日までに、最低保証金を甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。

-
2. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。
 3. 最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延にかかる金額の0.1%に従い、甲に対し違約金を支払う。
 4. 甲の指定口座は以下の通りであり、振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●●
口座開設銀行：●●●●●
支店名：●●●●●
銀行口座番号：●●●●●
銀行住所：●●●●●

5. 第1項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条（レベニューシェア）

1. 乙は、第4条に規定する最低保証金のほか、ライセンス動画の配信により、毎四半期末日までに得た純利益について、甲：乙＝●：●の割合で分配し、その翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込み送金して支払う。ただし、第4条第1項の規定に基づき支払われた最低保証金は、当該純利益の甲への分配に充当し、最低保証金を超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。純利益とは、ライセンス動画を配信した全ての配信チャンネルの総収入から、配信チャンネルにおける配信コストの総額を控除した金額をいい、各配信チャンネルの総収入及び配信コストは以下の式により算出される。

各配信チャンネルの総収入＝ライセンス動画の1回の視聴について、当該配信チャンネルでユーザーに課金される金額×総視聴回数

各配信チャンネルにおける配信コスト＝…

2. 第4条第2項から第4項の規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第6条（報告書・監査）

1. 乙は、第5条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、毎月末日から30日以内に、各配信チャンネルにおける視聴回数及び配信コストの各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。
3. 乙は、第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
4. 監査により、乙が支払ったレベニューシェアが実際に支払うべきレベニューシェアより少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第4条第3項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の5%

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第7条（素材の引き渡し）

1. 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定されたライセンス動画の配信に必要な関連素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が当該期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は乙が負担するものとする。
2. 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提供する。
3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材（派生物及び複製物を含む。）を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など（以下、総称して「漏洩等」という。）の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちにその費用にて救済措置を講じるとともに、甲に通知し甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第8条（動画編集等）

1. 乙は、以下の目的で、ライセンス動画をカットイング又は編集することができる。ただし、カットイング・編集においては、ライセンス動画の基本的な設定を保持し、ライセンス動画を歪曲したり、イメージを毀損するカットイング又は編集をしたりしてはならない。また、乙は、カットイング・編集後の動画について、甲の監修を受け、甲の書面による同意を得なければならない、甲の同意なしにこれを使用してはならない。
 - (1) ライセンス地域におけるライセンス権利の実現のために、ライセンス地域の政府機関の審査要件を満たすため。
 - (2) 予告編などのプロモーションビデオの製作のため。
 - (3) 本契約に基づきライセンス動画の字幕を作成・追加するため。
2. 乙は、ライセンス動画の中国語字幕を作成する際、ライセンス動画のセリフを、正確かつ適切に翻訳し、当該セリフがライセンス動画の設定及び内容に合致することを保証する。

第9条（著作権の帰属）

1. カットイング・編集後のライセンス動画、ライセンス動画の配信のために制作されプロモーションビデオ、ポスター等のプロモーション宣伝材料の著作権は、全て甲に帰属し、乙はいかなる権利も有しないものとする。
2. 乙がライセンス動画のために制作する中国語簡体字字幕の著作権は、乙に帰属する。ただし、乙は本契約に定めるライセンス権利を行使する目的でのみ当該字幕を使用し、ライセンス期間満了後、又は、本契約の終了後において、甲の事前の書面による同意なしに、当該字幕を一切使用しないものとする。

第 10 条（権利被侵害対応）

1. 乙が本契約に基づき享受するライセンス権利が第三者に侵害された場合、乙は自身の名義で権利保護を行う権利を有する（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）。ただし、乙は、事前に侵害業者、侵害行為等具体的な権利侵害の詳細及び講じる予定の権利保護措置を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護コスト」という。）は、乙が負担し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、全ての権利保護コストを差し引いた後、甲：乙＝●：●の割合で、乙から甲に残りの収入が分配されるものとする。
3. 甲は、合理的な範囲内で第 1 項に規定する権利保護に必要な協力を行い、これらの協力により一定の費用が発生する場合、権利保護コストとして乙が負担するものとする。

第 11 条（商標等の登録行為の制限）

乙は、自身又は第三者を通じて、いかなる国又は地域においても、ライセンス動画、その動画構成要素及び動画タイトルなどに関して、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の登録又は出願も行ってはならない。

第 12 条（甲の義務）

1. 甲は、乙に第 2 条の授権を行うための完全な権利を有し、甲の知る限り、ライセンス動画が、いかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. . . .

第 13 条（乙の義務）

1. 乙は、ライセンス権利を行使する際にライセンス地域内で適用される法令及び監督官庁の関連する要求を遵守し、ライセンス権利の行使に必要な資格を有し、かつ、自身の費用負担において、ライセンス地域内でライセンス動画を配信するために必要な許可、認可又は同意を申請し取得することを保証しなければならない。
2. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙はライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
3. . . .

第 14 条（授権証の発行）

甲は、乙が合理的に要求するライセンス権利の行使に必要な授権証を発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授権証を返還しなければならない。

第 15 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 16 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前 2 項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びレベニューシェアを返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第 17 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第 18 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 19 条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 20 条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 21 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 22 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 23 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各1通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就视频播放授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（授权视频）

本合同中的授权视频是指以下动画作品：

1. 中文片名：●●●●
2. 日文原名：●●●●
3. 集数：●集
4. 每集时长：●分钟
5. 导演：●●●●
6. 制作语种：日语

第2条（授权范围）

1. 甲方授权乙方，在授权区域和授权期限内，于播放渠道上以授权语种播放授权视频（就甲方根据本条向乙方授予的权利，以下称“授权权利”），乙方接受该授权。
2. 前款规定的视频播放授权的授权区域、授权期限、播放渠道、授权语种、授权性质如下：
 - (1) 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
 - (2) 授权期限：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) 播放渠道：●●●●视频播放网站平台以及●●●●应用程序。此外，若乙方变更或者追加网站平台、应用程序的，乙方应事先通知甲方，并获得甲方书面同意。
 - (4) 授权语种：日语对白及中文简体字幕
 - (5) 授权性质：普通授权

第3条（转授权）

如乙方欲将本合同项下的授权权利的全部或部分转授权给第三方的，应就接受转授权的第三方、转授权的内容获得甲方的事先书面同意，否则不得进行转授权。就获得甲方书面同意的转授权，乙方应让接受转授权的第三方严格遵守本合同相关规定，并对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第4条（保底授权费）

1. 乙方应向甲方支付●人民币（含税），作为第2条规定的视频播放授权的保底授权费。乙方应于●年●月●日前，将保底授权费汇至甲方指定的银行账户。
2. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
3. 若乙方未能如期支付保底授权费，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的0.1%向甲方支付违约金。
4. 甲方指定的银行账户如下，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名称：●●●●●

开户银行：●●●●●

分行名称：●●●●●

银行账号：●●●●●

银行地址：●●●●●

5. 根据第1款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第5条（收入分成）

1. 除了第4条规定的保底授权费之外，就截止每个季度最后一日因授权视频的播放所产生的净收入，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该收入，并于该季度结束后的次月最后一日之前，汇至甲方指定的银行账户。但是，根据第4条第1款规定支付的保底授权费，应充当向甲方分配的净收入，当向甲方分配的净收入超过保底授权费时，才开始向甲方支付收入分成。净收入，指的是从播放授权视频的所有播放渠道中获得的总收入，扣除播放渠道上产生的播放总成本后得到的金额。各播放渠道的总收入以及播放成本，应根据以下公式计算得出。

各播放渠道的总收入 = 每观看一次授权视频该播放渠道向用户收取的费用 × 总观看次数

各播放渠道上产生的播放成本 = …。

2. 第4条第2款至第4款的规定，适用于根据前款规定向甲方进行的支付。

第6条（报告书及审计）

1. 为根据第5条第1款规定计算收入分成，乙方应当于每月最后一日起30日内，向甲方提交记载了各播放渠道上的观看次数以及播放成本等经费项目的计算报告书，并获得甲方的同意。
2. 乙方保证，前款规定的计算报告书中的各项数据均真实、正确。

-
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内，若甲方认为必要时，乙方应当让甲方或甲方指定的第三方，查阅、誊写该账簿以及相关文件（以下称“审计”）。
 4. 如任何审计显示乙方已支付的收入分成少于应支付的收入分成的，乙方应立即向甲方补足差额部分，并按第 4 条第 3 款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付收入分成的 5% 的，则乙方应向甲方承担审计成本（包括但不限于会计师费用等）。

第 7 条（素材交付）

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内，向乙方提供附件●所列的播放授权视频所需的相关素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收，若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的，乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失之处之后，要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的，则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方负担。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。授权期限届满或本合同终止后，乙方须根据甲方的指示，自行负担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材（包含复制物、衍生物），并就返还或销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材（包含复制物、衍生物），乙方应严格保管该等素材，以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等（以下统称“泄露等”）事故的发生。若素材发生泄漏等事故的，乙方应立即以其费用采取补救措施并通知甲方，如甲方对此有指示的，乙方应按照甲方指示进行应对。

第 8 条（视频编辑等）

1. 出于下述目的，乙方可以剪辑或编辑授权视频，但乙方应在剪辑、编辑时维持授权视频的整体风格，不得歪曲、诋毁授权视频。此外，乙方应就剪辑、编辑后的视频接受甲方监修，取得甲方的书面同意，未经甲方同意不得使用。
 - (1) 为了满足授权区域政府的审查要求，以便在授权区域内实现授权权利；
 - (2) 为了生成预告片等宣传片；
 - (3) 为了按照本合同约定为授权视频制作、添加字幕。
2. 乙方在为授权视频制作中文字幕时，应保证如实、贴切地翻译授权视频中的对白，语句顺达通畅且符合授权视频的风格和内容。

第 9 条（著作权归属）

1. 剪辑、编辑后的授权视频、为授权视频播放而制作的宣传片、海报等宣传推广材料的著作权归属于甲方，乙方对此不享有任何权利。
2. 乙方为授权视频制作的中文简体字幕的著作权归乙方所有，但乙方仅能在出于行使本合同项下的授权权利之目的使用字幕，在授权期限届满或本合同终止后，未经甲方事先书面同意，乙方不得对字幕进行任何使用。

第 10 条（第三方侵权应对）

1. 乙方根据本合同享有的授权权利被第三方侵权时，乙方有权以其名义进行维权（包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等），但乙方应事先通知甲方侵权业者、侵权行为等具体的侵权信息以及打算采取的维权措施，并获得甲方的书面同意。
2. 前款规定的维权所需费用（以下称“维权成本”）由乙方负担，通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入，在扣除全部成本后，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该等剩余收入。
3. 甲方在合理范围内对第 1 款规定的维权进行必要协助，如该等协助需要发生一定费用的，则应作为维权成本由乙方负担。

第 11 条（商标等注册行为的限制）

乙方不得自行或通过第三方在任何国家或地区对授权视频、视频构成要素、视频片名等进行商标注册申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的注册或登记。

第 12 条（甲方义务）

1. 甲方保证，其拥有向乙方进行第 2 条授权的完整权利，在甲方已知范围内，授权视频没有侵犯任何第三方的知识产权等的权利。
2. ……

第 13 条（乙方义务）

1. 乙方保证，在行使授权权利时遵守授权区域内适用的法律法规以及监管机关的相关要求，拥有行使授权权利的必要资质，并且应以其费用申请、获取于授权区域内播放授权视频的必要许可、准予或同意。
2. 除归责于甲方事由造成的以外，乙方应保证在行使授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
3. ……

第 14 条（授权书的发行）

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致，应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后，乙方应及时向甲方返还授权书。

第 15 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 16 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 甲方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的保底授权费及收入分成。
5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 17 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 18 条（不可抗力）

甲乙双方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行行的，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由陷入本合同义务之

履行不能或迟延履行，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 19 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 20 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 21 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 22 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 23 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙4 映画配給ライセンス契約

日本国法人●●●●株式会社(以下、「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下、「乙」という。)とは、映画配給上映ライセンスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (ライセンス映画)

本契約のライセンス映画は以下のアニメーション映画著作物を指す。

1. 中国語タイトル：●●●●
2. 日本語原題：●●●●
3. 監督：●●●●
4. 脚本：●●●●
5. 時間：●分間
6. 制作言語：日本語

第2条 (許諾範囲)

1. 甲は、本契約の規定に基づき、乙に独占的ライセンスを付与し、ライセンス期間内にライセンス地域の映画館において、ライセンス言語でライセンス映画を上映すると同時に、ライセンス映画上映の目的を実現するために、ライセンス映画の配給及び宣伝を行うことを授権し(甲が本条に基づき乙に付与する権利を、以下、「ライセンス権利」という。)、乙は当該授権を受け入れる。
2. 前項に規定する映画上映ライセンスのライセンス地域、期間及び言語は以下の通りである。
 - (1) ライセンス地域：中華人民共和国(香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。)
 - (2) ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) ライセンス言語：日本語のセリフ及び中国語の簡体字字幕

第3条 (再許諾)

ライセンス映画の上映のため、乙は、本契約に定めるライセンス権利の全部又は一部を第三者にサブライセンスできるが、乙は再授権を受ける第三者に本契約の関連規定を厳格に遵守させ、かつ第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

第4条 (最低保証金)

1. 乙は、甲に対し、第2条のライセンス権利の授権の最低保証金として、●人民元(税込)を支払う。乙は、●年●月●日までに、最低保証金を甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。
2. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。
3. 最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延の対象となる金額の0.1%を、甲に対し違約金として支払う。

4. 甲の指定口座は以下の通りであり、振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

5. 第1項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条（レベニューシェア）

1. 第4条に規定する最低保証金を除き、ライセンス映画の配給・上映により取得した純利益について、乙は、甲：乙=●：●の割合で甲に配分するものとし、映画上映終了後の●月末日までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、第4条第1項の規定に基づき支払われた最低保証金は、当該純利益の甲への配分に充当し、最低保証金を超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。純利益の計算式は以下の通りである。

純利益＝純興行収入＋その他の収入－総コスト

純興行収入＝総興行収入－映画特別資金－各種税金

総コスト＝輸出入会社への分配金＋中影／華夏代理費＋院線／映画館への分配金＋宣伝・配給コスト＋その他のコスト

用語の説明

- ・ 総興行収入とは、ライセンス地域内の各院線会社、映画館などがライセンス映画の上映により取得する興行収入の総額を指す。国家電影事業発展特別資金管理委員会事務局が集計した興行収入データに準ずる。
- ・ 映画特別資金とは、中国政府に納付する映画事業発展特別資金を指し、納付額は興行収入の●%である。
- ・ 各種税金とは、中国政府に納付する税金を指し、納付額は興行収入の●%である。
- ・ 輸出入会社への分配金とは、ライセンス映画を輸入する中国電影集团公司電影輸出入支社への分配金を指し、輸出入会社への分配金は純興行収入の●%である。
- ・ 中影／華夏代理費とは、ライセンス映画を配給する中国電影集团公司及び／又は華夏電影發行有限責任公司に支払う代理費を指し、その金額は●である。
- ・ 院線／映画館への分配金とは、ライセンス映画を上映する各院線会社、映画館へ支払う分配金を指し、純興行収入の●%である。
- ・ 宣伝・配給コストとは、映画の宣伝及び配給により発生するコストを指し、乙は、ライセンス映画の宣伝・配給前に、そのコストに関する予算及び明細を書面で甲に通知し、かつ甲の書面による同意を得なければならない。実際の宣伝・配給コストが当該

予算を超過した場合、甲への利益配分の際に予算を上限に控除するものとする。ただし、事前に甲の書面による同意を得た場合はこの限りではない。

- ・ その他の収入とは、権利保護収入などライセンス映画に関連して生じた純興行収入以外の収入を指す。
 - ・ その他のコストとは、ライセンス映画の権利保護コスト、及び、事前に甲の書面による同意を得たその他のコストを指す。
2. 甲は、ライセンス映画のチケット価格を設定する際、ライセンス地域の比較可能な映画の平均価格を下回らないよう保証しなければならない。
 3. 第4条第2項から第4項の規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第6条（報告書・監査）

1. 乙は、第5条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、ライセンス映画が上映されてから、1週間毎に、総興行収入等の収入及びコストの各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。
3. 乙は、第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
4. 監査により、乙が支払ったレベニューシェアが実際に支払うべきレベニューシェアより少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第4条第3項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の5%に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第7条（素材の引き渡し）

1. 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定されたライセンス映画の上映、配給、宣伝に必要な関連素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が当該期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は、乙が前払いし、第5条第1項のその他のコストに計上する。
2. 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提供する。
3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材（派生物及び複製物を含む。）を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など（以下、総称して「漏洩等」という。）の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちに甲に通知し、その費用にてライセンス映

画の興行収入等がその影響を受けないよう一切の措置を講じるものとし、甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第8条（映画の宣伝、配給、上映等の遵守事項）

1. 乙はライセンス映画の効果的な宣伝、配給、上映プランを策定し、ライセンス映画の興行収入を最大化し、総コストを最大限に抑えるものとする。
2. 乙は、事前に配給戦略、宣伝方法、宣伝・配給スケジュール、上映計画（公開日、方法、都市、劇場数、予想興行収入などを含む。）などを記載したライセンス映画の宣伝・配給・上映プランを甲に提出し、甲の審査を受け、甲の書面による同意を得なければならない。乙は、甲の同意を得たプランを厳格に実行し、やむを得ない事由により当該プランの変更が必要となった場合、速やかに甲に通知し、甲と十分に協議を行い、甲の同意を得たうえで当該プランの変更を行うことができる。
3. 乙は、その作成したライセンス映画のあらゆる宣伝資料（プロモーションビデオ、ポスター、報道などが含まれるが、これらに限られない。）の使用前に、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得るものとする。
4. 乙は、ライセンス映画（映画を収録する媒体を含む。）、及び、ライセンス映画の宣伝資料に、甲の指定する方法で著作権表示、反海賊版声明の表示を行うものとする。
5. 乙は、映画監督、脚本家、主要俳優を映画の公開舞台挨拶に参加させるなど、映画の宣伝に必要な協力を甲に求めることができる。ただし、乙は、事前に甲に書面で協力内容、日程など必要な情報を通知し、かつ甲の同意を得なければならない。宣伝協力を必要とする費用（飛行機チケット、現地交通費、宿泊費、翻訳費用等を含む。）は乙が前払いし、宣伝・配給コストに計上する。

第9条（映画編集等）

1. 乙は、以下の目的で、ライセンス映画をカットニング又は編集することができる。ただし、カットニング・編集においては、ライセンス映画の基本的な設定を保持し、ライセンス映画を歪曲したり、イメージを毀損するカットニング又は編集をしたりしてはならない。また、乙は、カットニング・編集後の映画について、甲の監修を受け、甲の書面による同意を得なければならない。甲の同意なしにこれを使用してはならない。
 - (1) ライセンス地域におけるライセンス権利の実現のために、ライセンス地域の政府機関の審査要件を満たすため。
 - (2) 予告編などのプロモーションビデオの製作のため。
 - (3) 本契約に基づきライセンス映画の字幕を作成・追加するため。
 - (4) 本編の前後に広告を挿入するため。ただし、広告を挿入するためには本条第3項の規定を満たさなければならない。
2. 乙は、ライセンス映画の中国語字幕を作成する際、ライセンス映画のセリフを、正確かつ適切に翻訳し、当該セリフがライセンス映画の設定及び内容に合致することを保証する。
3. 乙は、ライセンス映画を上映する際に広告を挿入することを希望する場合、事前に広告の内容、甲に支払われるべき広告費用などについて甲と協議し、甲の書面による同意を得た場合に限り、当該広告を挿入することができる。乙は、広告の内容、挿入方法、長さなどについて、ライセンス地域の法令及び業界の慣例を満たさなければならない。

第 10 条（著作権の帰属）

1. カットニング・編集後のライセンス映画、ライセンス映画の配給、上映のために制作されプロモーションビデオ、ポスター等のプロモーション宣伝材料の著作権は、全て甲に帰属し、乙はいかなる権利も有しないものとする。
2. 乙がライセンス映画のために制作する中国語簡体字字幕の著作権は、乙に帰属するが、乙は本契約に定めるライセンス権利を行使する目的でのみ当該字幕を使用し、ライセンス期間の満了後、又は、本契約の終了後において、甲の事前の書面による同意なしに、乙は当該字幕を一切使用しないものとする。

第 11 条（権利被侵害対応）

1. 乙は、海賊版等の権利侵害の発生を防止するため、ライセンス映画を保護するあらゆる合理的な措置を講じるものとする。海賊版などの権利侵害が発生した場合、映画の興行収入への影響を防止するため、乙は速やかに甲に通知するとともに、積極的に権利保護措置（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）を講じ、甲は乙の権利保護に必要な協力を行うものとする。乙が権利保護を怠った場合、甲は自身の名義（必要な場合は乙の名義。）で自ら権利侵害に対して権利保護措置を講じることができる。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護費用」という。）は、第 5 条第 1 項のその他のコストに計上し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、第 5 条第 1 項のその他の収入に計上する。権利保護費用は、乙が前払いするものとする。甲が前項の規定に基づき権利保護への協力を行ったり、自ら権利保護措置を講じたりした場合、乙は甲が立て替えた権利保護費用を速やかに甲に支払うものとする。

第 12 条（商標等の登録行為の制限）

乙は、自身又は第三者を通じて、いかなる国又は地域においても、ライセンス映画、その映画構成要素及び映画タイトルなどに関して、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の登録又は出願も行ってはならない。

第 13 条（甲の義務）

1. 甲は、乙に第 2 条の授権を行うための完全な権利を有し、甲の知る限り、ライセンス映画が、いかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. 本契約の締結からライセンス映画の上映開始後●ヶ月以内において、甲は、自身又は第三者に授権して、ライセンス地域でネットワーク、テレビ（有線・無線を含む。）及びその他のいかなるチャンネル及びメディアを通じて、ライセンス映画を放送したり、ライセンス映画の映像製品の出版・配給を行ったりしないと保証しなければならない。
3. . . .

第 14 条（乙の義務）

1. 乙は、ライセンス権利を行使する際にライセンス地域内で適用される法令及び監督官庁の関連する要求を遵守し、ライセンス権利の行使に必要な資格を有し、かつ、自身の費用負担において、ライセンス地域内でライセンス映画を上映するために必要な許可、認可又は同意（映画上映許可証含む。）を申請し取得することを保証しなければならない。
2. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙はライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
3. . . .

第 15 条（授権証の発行）

甲は、乙が合理的に要求するライセンス権利の行使に必要な授権証を発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授権証を返還しなければならない。

第 16 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 17 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 乙が、●年●月●日までにライセンス映画を上映できない場合、又は、乙が当該期限までにライセンス映画を上映できないと甲が合理的に判断した場合、甲は乙に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。

-
4. 甲及び乙は、自身が前3項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
 5. 第1項から第3項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びレベニューシェアを返還することを要しない。
 6. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第18条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第19条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。不可抗力を主張する一方当事者は、不可抗力事由及びその予測される継続期間について、相手方に速やかに通知し、かつ不可抗力事由が本契約の義務の履行にもたらす不利な影響について軽減する努力を尽くさなければならない。不可抗力事由が発生した場合、ライセンス期間及び本契約に基づく義務（金銭支払義務を除く。）の履行期間は不可抗力の継続期間まで延長されるものとする。当該事由が●ヶ月を超えて継続した場合、不可抗力事由を主張していない一方当事者は、30日前に不可抗力事由を主張する一方当事者に対する書面による通知により本契約を解除できる。

第20条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第21条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 22 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 23 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 24 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就电影发行放映授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（授权电影）

本合同中的授权电影是指以下动画电影作品：

1. 中文片名：●●●●
2. 日文原名：●●●●
3. 导演：●●●●
4. 编剧：●●●●
5. 时长：●分钟
6. 制作语种：日语

第2条（授权范围）

1. 甲方根据本合同规定，独占性地授权乙方，于授权期限在授权区域范围内的影院，以授权语种放映授权电影，同时，为实现授权电影放映之目的，对授权电影进行发行及宣传（就甲方根据本条向乙方授予的权利，以下称“授权权利”）。乙方接受该授权。
2. 前款规定的电影放映授权的授权区域、期限、语种如下：
 - (1) 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
 - (2) 授权期限：●年●月●日-●年●月●日
 - (3) 授权语种：日语对白及中文简体字幕

第3条（转授权）

为了实现授权电影的放映，乙方可以将本合同项下的授权权利的全部或部分转授权给第三方，但乙方应让接受转授权的第三方严格遵守本合同相关规定，并对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第4条（保底授权费）

1. 乙方应向甲方支付●人民币（含税），作为第2条规定的授权权利授权的保底授权费。乙方应于●年●月●日前，将保底授权费汇至甲方指定的银行账户。

-
2. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
 3. 若乙方未能如期支付保底授权费的，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的 0.1%向甲方支付违约金。
 4. 甲方指定的银行账户如下，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名义：●●●●●

开户银行：●●●●●

分行名称：●●●●●

银行账号：●●●●●

银行地址：●●●●●

5. 根据第 1 款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第 5 条（收益分成）

1. 除了第 4 条规定的保底授权费之外，因授权电影发行放映所产生的净收益，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该收益，并于电影放映结束的第●月最后一日之前，汇至甲方指定的银行账户。但是，根据第 4 条第 1 款规定支付的保底授权费，应充应当向甲方分配的净收益，当向甲方分配的净收益超过保底授权费时，才开始向甲方支付收益分成。净收益应根据以下公式计算得出。

净收益=票房净收入+其他收入-总成本

票房净收入=票房总收入-电影专项资金-各项税费

总成本=进出口公司分成+中影 / 华夏代理费+院线 / 影院分成+宣发成本+其他成本

其中，

- 电影票房总收入是指，授权区域内各院线公司、影院等放映授权电影形成的原始票房总额，具体以国家电影事业发展专项资金管理委员会办公室统计汇总的票房数据为准。
- 电影专项资金是指，缴纳给中国政府的电影事业发展专项资金，缴纳金额为票房总收入的●%。
- 各项税费是指，缴纳给中国政府的税费，缴纳金额为票房总收入的●%。
- 进出口公司分成是指，支付给进口授权电影的中国电影集团公司电影进出口分公司的分成，进出口公司的分成为票房净收入的●%。

-
- ・ 中影 / 华夏代理费是指, 支付给发行授权电影的中国电影集团公司及 / 或华夏电影发行有限责任公司的发行代理费, 金额为●。
 - ・ 院线 / 影院分成是指, 支付给放映授权电影的各院线公司、影院的分成, 院线 / 影院分成为票房净收入的●%。
 - ・ 宣发成本是指, 因电影的宣传及发行所产生的成本, 乙方应在宣传发行授权电影前书面通知甲方成本预算及明细, 并获得甲方的书面同意。如实际宣发成本超出预算的, 则在向甲方分配收益时按照预算上限进行扣除, 但事先获得甲方书面同意的不受此限。
 - ・ 其他收入是指, 维权收入等与授权电影相关的, 除票房净收入外的收入。
 - ・ 其他成本是指, 授权电影的维权成本以及其他事先获得甲方书面同意的成本。
2. 甲方在制定授权电影票价时, 应确保价格不低于授权区域可比电影的平均票价。
 3. 第 4 条第 2 款至第 4 款的规定, 适用于根据第 1 款规定向甲方进行的支付。

第 6 条 (报告书及审计)

1. 为根据第 5 条第 1 款规定计算收益分成, 乙方应在授权电影上映后, 每周向甲方提交记载了票房总收入等各项收入及各项成本明细的计算报告书, 并获得甲方的同意。
2. 乙方保证, 前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿, 并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内, 若甲方认为必要时, 乙方应当让甲方或甲方指定的第三方, 查阅、誊写该账簿以及相关文件 (以下称“审计”)。
4. 如任何审计显示乙方已支付的收益分成少于应支付的收益分成的, 乙方应立即向甲方补足差额部分, 并按第 4 条第 3 款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付的收益费的 5% 的, 则乙方应向甲方承担审计成本 (包括但不限于会计师费用等)。

第 7 条 (素材交付)

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内, 向乙方提供附件●所列的放映、发行、宣传授权电影所需的相关素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收, 若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的, 乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失之处之后, 要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的, 则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方先行支付后计入第 5 条第 1 款的其他成本中。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。本合同终止后, 乙方须根据甲方的指示, 自行负担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材 (包含复制物、衍生物), 并就返还或销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材 (包含复制物、衍生物), 乙方应严格保管该等素材, 以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等 (以下统称“泄露等”) 事故的发生。若素材发生泄漏等事故的, 乙方应立即通知甲方, 并以其费用采取一切措

施以防止事故对授权电影的票房收入等的影响,如甲方对此有指示的,乙方应按照甲方指示进行应对。

第 8 条 (电影的宣传、发行、放映时的遵守事项)

1. 乙方应为授权电影制定高效的宣传、发行、放映方案,以期最大限度地提高授权电影发行放映收入并最大限度地控制总成本。
2. 乙方应事先将记载了发行策略、宣传方案、宣发日程、上映计划(包括上映日期、方式、城市、影院数量、票房预期等)等的授权电影宣发放映方案提交给甲方审核,并获得甲方书面同意。乙方应严格按照获得甲方同意的方案执行,如出于不得已的事由需要变更方案的,应及时通知甲方,在与甲方充分协商并征得甲方同意后,可以变更方案。
3. 由乙方制作的授权电影的所有宣传材料(包括但不限于宣传片、海报、报道等)应在使用前接受甲方的监修并获得甲方的书面同意。
4. 乙方应在授权电影(包括收录电影的载体)及授权电影的宣传材料上,按照甲方指定的方式进行版权声明、反盗版声明的标注。
5. 乙方可以要求甲方对电影的宣传进行必要的协助,如安排电影导演、编剧、主要演员参加电影首映式等,但乙方应提前向甲方书面通知协助内容、日程等必要信息,且征得甲方同意。宣传协助所需费用(包括但不限于机票、当地交通费、住宿费、翻译费等)由乙方先行支付后计入宣发成本。

第 9 条 (电影编辑等)

1. 出于下述目的,乙方可以剪辑或编辑授权电影,但乙方应在剪辑、编辑时维持授权电影的整体风格,不得歪曲、诋毁授权电影。此外,乙方应就剪辑、编辑后的影片接受甲方监修,取得甲方的书面同意,未经甲方同意不得使用。
 - (1) 为了满足授权区域政府的审查要求,以便在授权区域内实现授权权利;
 - (2) 为了生成预告片等宣传片;
 - (3) 为了按照本合同约定为授权电影制作、添加字幕;
 - (4) 为了在正片前或后插入广告,但广告插入应满足本条第 3 款的规定。
2. 乙方在为授权电影制作中文字幕时,应保证如实、贴切地翻译授权电影中的对白,语句顺达通畅且符合授权电影的风格和内容。
3. 如乙方希望在放映授权电影时插入广告的,应事先就广告内容、向甲方分配的广告费用等与甲方协商,获得甲方书面同意后,可以插入广告。乙方应保证广告内容、广告插入方式、时间长短等符合授权区域的法律法规、行业惯例。

第 10 条 (著作权归属)

1. 剪辑、编辑后的授权电影、为授权电影发行放映而制作的宣传片、海报等宣传推广材料的著作权归属于甲方,乙方对此不享有任何权利。

-
2. 乙方为授权电影制作的中文简体字幕的著作权归乙方所有,但乙方仅能出于行使本合同项下的授权权利之目的使用字幕,在授权期限届满或本合同终止后,未经甲方事先书面同意,乙方不得对字幕进行任何使用。

第 11 条 (第三方侵权应对)

1. 乙方应采取一切合理措施保护授权电影以防止盗版等侵权行为的发生。如发生盗版等侵权行为的,乙方应及时通知甲方并积极采取维权措施(包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等),以防止授权电影的票房收入受影响,甲方对乙方的维权予以必要协助。如乙方怠于维权的,甲方可以以其名义(必要时以乙方名义)自行对侵权行为采取维权措施。
2. 前款规定的维权所需费用(以下称“维权费用”)计入第 5 条第 1 款的其他成本中,通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入计入第 5 条第 1 款的其他收入中。维权费用应由乙方先行支付,如由甲方根据前款规定进行维权协助或自行采取维权措施的,乙方应将甲方垫付的维权费用及时支付给甲方。

第 12 条 (商标等注册行为的限制)

乙方不得自行或通过第三方在任何国家或地区对授权电影、电影构成要素、电影片名等进行商标注册申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的注册或登记。

第 13 条 (甲方义务)

1. 甲方保证,拥有向乙方进行第 2 条授权的完整权利,在甲方已知范围内,授权电影没有侵犯任何第三方的知识产权等的权利。
2. 甲方保证,从本合同签订后至授权电影上映开始后●月内,甲方不会自行或授权任何第三方在授权区域内通过网络、电视(包括有线或无线)及其他任何渠道及媒体播放授权电影,也不会进行授权电影音像制品的出版发行。
3. ……

第 14 条 (乙方义务)

1. 乙方保证,在行使授权权利时遵守授权区域内适用的法律法规以及监管机关的相关要求,拥有行使授权权利的必要资质,并且应以其费用申请、获取于授权区域内放映授权电影的必要许可、准予或同意(包括《电影片公映许可证》),并负担相应费用。
2. 除归责于甲方事由造成的以外,乙方应保证在行使授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
3. ……

第 15 条 (授权书的发行)

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致，应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后，乙方应及时向甲方返还授权书。

第 16 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 17 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 如乙方无法在●年●月●日之前实现授权电影的放映，或甲方合理判断乙方无法在此期限之前实现授权电影的放映的，甲方有权向乙方发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
4. 甲方或乙方其自身符合前三款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
5. 甲方根据第 1 款至第 3 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的保底授权费及收益分成。
6. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 18 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 19 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事件，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。主张不可抗力的一方必须及时通知另一方所发生的事件及其预计的持续期，并尽己方勤勉的努力来减轻不可抗力事件对己方履行合同义务所造成的不良影响。在不可抗力事件发生时，授权期限及义务（金钱义务除外）履行期限按不可抗力持续期限予以延长，但是，如果该类事件持续超过●个月，非主张不可抗力一方可以提前 30 日书面通知主张不可抗力一方解除本合同。

第 20 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 21 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 22 条（准据法）

本合同の签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 23 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 24 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙5 ゲーム化ライセンス契約

日本国法人●●●●株式会社(以下、「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下、「乙」という。)とは、ゲーム翻案ライセンスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (定義)

本契約における用語の定義は以下の通りである。

1. ライセンスアニメ：以下のアニメ著作物を指す。

アニメ名称：●●●●

話数：●話

毎話時間：●分間

監督：●●●●

製作言語：日本語

2. ライセンスアニメの構成要素：ライセンスアニメの名称、ストーリー、キャラクター、キャラクター名称、キャラクター間の関係、シーン設定、道具設定、セリフ、その他甲の書面による同意を得たアニメの構成要素。
3. モバイルゲーム：モバイル電子設備（携帯電話、タブレット、スマートテレビ、ウェアラブルデバイス、その他のモバイル設備が含まれるが、これらに限られない。）上で動作するオンラインゲームを指す。
4. 商品化：ユーザーにゲームの使用サービスを提供し、かつサービス料金を受け取る行為を指す。
5. ライセンス地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）。
6. ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日

第2条 (許諾範囲)

1. 甲は、乙に独占的ライセンスを付与し、本契約の規定に基づき、ライセンス地域でライセンス期間において、ライセンスアニメを原作とし、ライセンスアニメ構成要素を使用して、次の条件を満たす一つのモバイルゲーム（以下、「翻案ゲーム」という。）を翻案・開発し、かつ翻案ゲームの開発完了後、その販売・配給・運営・宣伝を行うことを授権し（甲が本条に基づき乙に付与する権利を、以下、「ライセンス権利」という。）、乙は当該授権を受け入れる。また、疑義を避けるため付言すると、両当事者は、●●●●種類以外のゲームについては独占的ライセンスに制限されず、甲は、自身又は第三者に授権して、ライセンスアニメ構成要素を使用し、その他のゲームに翻案できることを確認する。

-
- (1) ゲーム名称：(仮称、乙が配給する際に甲と共同で決定した正式名称に準じる。)
 - (2) 言語バージョン：中国語簡体字
 - (3) ゲーム運営プラットフォーム：iOS 及び Android
 - (4) ゲームの種類：●●●●

第3条 (再許諾)

乙は、本契約に定めるライセンス権利の全部又は一部を第三者にサブライセンスしようとする場合、サブライセンシーたる第三者、サブライセンスの内容について、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、サブライセンスを行ってはならない。また、甲の書面による同意を得たサブライセンスについて、乙はサブライセンスを受けた第三者に本契約の関連規定を厳格に遵守させ、かつ当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

第4条 (最低保証金)

1. 乙は、第2条のライセンス権利の授権の最低保証金として、●人民元(税込)を支払う。乙は、●年●月●日までに、最低保証金を甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。
2. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。
3. 最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延の対象となる金額の0.1%を、甲に対し違約金として支払う。
4. 甲の指定口座は以下の通りであり、振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●

口座開設銀行：●●●●

支店名：●●●●

銀行口座番号：●●●●

銀行住所：●●●●

5. 第1項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第5条 (レベニューシェア)

-
1. 乙は、第4条に規定する最低保証金のほか、毎四半期末日までに得た翻案ゲームの運営純利益について、甲：乙＝●：●の割合で分配し、その翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込み送金して支払う。ただし、第4条第1項の規定に基づき支払われた最低保証金は、当該純利益の甲への分配に充当し、最低保証金を超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。

運営純収益とは、運営総収入からチャンネルコストを差し引いた収入を指す。

運営総収入とは、翻案ゲームの販売・配給・運営により取得した全ての収入を指す。これには、乙が、自身又は第三者のプラットフォームを通じて販売するゲームポイントカード（実物、仮想又はあらゆるチャンネルで販売されるゲームポイントが含まれるが、これらに限られない。）、仮想アイテム（実物、仮想又はあらゆるチャンネルで販売されるゲーム中の仮想アイテム、道具が含まれるが、これらに限られない。）、有料でダウンロードされたゲームの販売収入、ユーザーのクリックを誘導するゲーム内のバナー広告収入、又は、その他のプロモーションにより取得した広告収入が含まれるが、これらに限られない。ただし、チャージ関連インターフェースのチャージ情報送信のタイムアウト、若しくは、その他の原因により、ユーザーのチャージが失敗した貸倒部分、システムダウンにより発生したゲームポイントの補償、休日のポイント付与サービス、又はイベントによる贈呈部分は運営総収入には含まれない。

チャンネルコストとは、翻案ゲームの商品化の過程において、第三者に支払う次の費用を指す。(i)ユーザーへのゲームサービスの販売及び提供等で第三者決済サービスを使用するにあたり、当該第三者に対して支払うサービス費用又はマージン。(ii)翻案ゲームを第三者のプラットフォームを通して販売、配給、運営、宣伝を行うために、当該第三者プラットフォームにより徴収されるレベニューシェア又は費用。乙は、チャンネルコストの合理性及び真実性を保証し、チャンネルコストを運営総収入の●%以内に抑えるものとする。チャンネルコストが●%を超過した場合、甲への利益配分の際に当該超過部分を控除してはならない。ただし、事前に甲の書面による同意を得ている場合はこの限りではない。

2. 第4条第2項から第4項の規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第6条（報告書・監査）

1. 乙は、第5条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、翻案ゲーム商品化開始後の毎月末日から30日以内に、運営総収入、チャンネルコスト、甲の利益配当等の各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。

3. 乙は、第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
4. 監査により、乙が支払ったレベニューシェアが実際に支払うべきレベニューシェアより少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第4条第3項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の5%に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第7条（素材の引き渡し）

1. 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定された翻案ゲームの開発、運営、宣伝等に必要関連素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は乙が負担するものとする。
2. 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提供する。
3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材（派生物及び複製物を含む。）を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など（以下、総称して「漏洩等」という。）の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちにその費用にて救済措置を講じるとともに、甲に通知し甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第8条（スケジュール）

乙は、別紙の●スケジュールを厳格に遵守し、翻案ゲームの開発、販売、配給、運営、宣伝を行うものとする。乙は、やむを得ない事由でスケジュールの変更が必要な場合、速やかに甲に通知し、甲と十分に協議を行い、甲の同意を得た上で、スケジュールを変更することができる。また、事前に甲の書面による同意を得ている場合を除き、翻案ゲームの商品化開始日は●年●月●日を経過しないものとする。

第9条（監修手続き）

1. 乙は、翻案ゲームの以下の内容について甲の監修を受け、甲の書面による承諾を得るものとする。甲は乙の監修申請を受けてから●日以内（以下、「監修期間」という。）に監修を行い、修正意見を書面で乙にフィードバックするものとする。乙は、甲の書面による承諾を得ずに、翻案ゲームの販売、配給、運営、又は、ゲームの宣伝資料の使用をしてはならない。ただし、監修期間を超えても、甲が書面で修正意見をフィー

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

ドバックしない場合、監修を通過したものとみなす。具体的な状況に応じて、監修のため、甲は乙に制作物の日本語版の提出を求める権利を有する。この場合、監修期間は、乙が日本語版を提供した後から起算する。監修に必要な一切の費用は乙が負担するものとする。

- (1) ゲーム内容及び構成要素。具体的には、ストーリー、画像設計、3Dモデル、動作、セリフ、吹き替え、音楽、動画などが含まれるが、これらに限られない。
 - (2) ゲームの各バージョン。具体的には、Demoバージョン、版号申請バージョン、各テストバージョン、正式リリースバージョンなどが含まれるが、これらに限られない。
 - (3) ゲームの宣伝資料。具体的には、プロモーションビデオ、ポスター、報道などが含まれるが、これらに限られない。
 - (4) その他の甲が合理的に要求する内容。
2. 乙は、翻案ゲーム及び翻案ゲームの宣伝資料に対して、甲の指定した方法で著作権表示を行うものとする。

第10条（権利の帰属）

1. ライセンスアニメ、ライセンスアニメ構成要素に基づき翻案又は制作された翻案ゲームのあらゆる制作物（キャラクター、ストーリー、動画、名称、画像、宣伝資料などが含まれるが、これらに限られない。）の全ての知的財産権及び合法的権益は甲に帰属するものとする。
2. ライセンスアニメ、ライセンスアニメ要素に基づかずに制作された翻案ゲームに関連するあらゆる作品及び翻案ゲームの要素（ゲームプログラムのソースコード・コンパイル、ライセンスアニメ・アニメ要素に関係のないキャラクター・動画・名称・音楽などが含まれるが、これらに限られない。）の全ての知的財産権及び合法的権益は、乙に帰属するものとする。

第11条（権利被侵害対応）

1. 乙が本契約に基づき享受するライセンス権利が第三者に侵害された場合、乙は自身の名義で権利保護を行う権利を有する（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）。乙は、随時、権利保護の状況（侵害業者の情報、実施した権利保護の措置が含まれるが、これらに限られない。）を甲に共有するものとし、甲から権利保護に合理的な指示がある場合（乙に積極的に権利保護措置を実施するよう要請する等。）、乙はそれに従わなければならない。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護コスト」という。）は、乙が負担し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、全ての権利保護コストを差し引いた後、甲：乙＝●：●の割合で、乙から甲に残りの収入が分配されるものとする。
3. 甲は、合理的な範囲内で第1項に規定する権利保護に必要な協力をを行い、これらの協力により一定の費用が発生する場合、権利保護コストとして乙が負担するものとする。

第 12 条（商標等の登録行為の制限）

一方当事者は、自ら又は第三者を通して、いかなる国又は地域においても相手方当事者が享受する知的財産権又は合法的権益の名称・著作物・技術について、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の出願又は登録も行ってはならない。

第 13 条（甲の義務）

1. 甲は、乙に第 2 条の授権を行うための完全な権利を有し、甲の知る限り、ライセンスアニメ及びその構成要素が、いかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. . . .

第 14 条（乙の義務）

1. 乙は、ライセンス権利を行使する際にライセンス地域内で適用される法令及び監督官庁の関連する要求を遵守し、ライセンス権利の行使に必要な資格を有し、かつ、自身の費用負担において、ライセンス地域内で翻案ゲームの販売・配給・運営を行うために必要な許可、認可又は同意（ゲーム版号を含む。）を申請し取得することを保証しなければならない。
2. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙はライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
3. . . .

第 15 条（授権証の発行）

甲は、乙が合理的に要求するライセンス権利の行使に必要な授権証を発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授権証を返還しなければならない。

第 16 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

-
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
 6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 17 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前 2 項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びレベニューシェアを返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第 18 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第 19 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 20 条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 21 条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 22 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 23 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 24 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就游戏改编授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

本合同中的用语的定义如下：

1. 授权动画：指以下动画作品
动画名称：●●●●
集数：●集
每集时长：●分钟
导演：●●●●
制作语种：日语
2. 授权动画要素：授权动画的名称、剧情、角色形象、角色名称、角色关系、场景设定、道具设定、台词对话以及其他经甲方书面同意的要素。
3. 移动游戏：是指在移动电子设备（包括但不限于手机，平板电脑，智能电视，智能穿戴装置及其他移动设备）上运行的网络游戏。
4. 商业化运营：指向用户提供游戏使用服务并收取服务费的行为。
5. 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
6. 授权期限：●年●月●日-●年●月●日

第2条（授权范围）

1. 甲方独占性地授权乙方，按照本合同规定，于授权区域在授权期限内，以授权动画为原作，使用授权动画要素，改编、开发一款符合如下条件的移动游戏（以下称“改编游戏”），并且，在改编游戏开发完成后，对其进行销售、发行、运营、宣传（就甲方根据本条向乙方授予的权利，以下称“授权权利”）。乙方接受该授权。另，未免疑义，甲乙双方确认，除●●●●类型以外的游戏，不受独占性授权的限制，甲方可以自行或授权他人使用授权动画要素改编成其他任何游戏。
 - (1) 游戏名称：●●●●（暂定名，具体以乙方发行时与甲方共同确定的正式名称为准）
 - (2) 游戏版本语言：中文简体
 - (3) 游戏运行平台：iOS 及 Android
 - (4) 游戏类型：●●●●

第3条（转授权）

如乙方欲将本合同项下的授权权利的全部或部分转授权给第三方的，应就接受转授权的第三方、转授权的内容获得甲方的事先书面同意，否则不得进行转授权。就获得甲方书面同意的转授权，乙方应让接受转授权的第三方严格遵守本合同相关规定，并对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第4条（保底授权费）

1. 乙方应向甲方支付●人民币(含税)，作为第2条规定的授权权利的授权的保底授权费。乙方应于●年●月●日前，将保底授权费汇至甲方指定的银行账户。
2. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
3. 若乙方未能如期支付保底授权费的，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的0.1%向甲方支付违约金。
4. 甲方指定的银行账户如下，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名义：●●●●

开户银行：●●●●

分行名称：●●●●

银行账号：●●●●

银行地址：●●●●

5. 根据第1款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第5条（收入分成）

1. 除了第4条规定的保底授权费之外，就截止每个季度最后一日改编游戏运营净收入，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该收入，并于该季度结束后的次月最后一日之前，汇至甲方指定的银行账户。但是，根据第4条第1款规定支付的保底授权费，应充当向甲方分配的净收入，当向甲方分配的净收入超过保底授权费时，才开始向甲方支付收入分成。

运营净收入是指，运营总收入扣除渠道成本后的收入。

运营总收入是指，因游戏的销售、发行、运营所取得的所有收入，包括但不限于通过乙方自有或第三方平台销售游戏点数卡（包括但不限于通过实体、虚拟或任何渠道所销售的游戏点数）、虚拟道具（包括但不限于通过实体、虚拟或任何渠道所销售的游戏中的虚拟装备、道具）、付费下载的游戏购买收入及在游戏中内嵌广告推广条并引导用户主动点击，或其他推广形式而获得的广告收入合计取得的销售总额。其中，因充值业务相关接口返回充值信息超时或其他原因引起的用户充值扣费失败的坏账部分，及系统宕机产生的游戏点数的补偿，假日派送、活动赠送部分不计入运营总收入。

渠道成本是指，改编游戏商业化运营过程中，需向第三方支付的费用：(i) 为向用户销售和提供游戏服务等原因使用第三方支付服务，而需要向第三方支付的服务费用或佣金；及(ii) 改编游戏因通过第三方平台销售、发行、运营或宣传，而由第三方平台运营商收取的分成款或费用。乙方应保证渠道成本的合理性及真实性，并将渠道成本控制在运营总收入的●%以内，如渠道成本超出●%的，则超出部分不得在向甲方分配收入时扣除，但是事先征得甲方书面同意的不受此限。

2. 第4条第2款至第4款的规定，适用于根据前款规定向甲方进行的支付。

第6条（报告书及审计）

1. 为根据第5条第1款规定计算收入分成，乙方应当于改编游戏商业化运营开始之后的每月最后一起30日内，向甲方提交记载了运营总收入、渠道成本、甲方收入分成等经费项目的计算报告书，并获得甲方的同意。
2. 乙方保证，前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
3. 乙方应编制作作为第1款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后5年内，若甲方认为必要时，乙方应当让甲方或甲方指定的第三方，查阅、誊写该账簿以及相关文件（以下称“审计”）。
4. 如任何审计显示乙方已支付的收入分成少于应支付的收入分成的，乙方应立即向甲方补足差额部分，并按●条第3款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付收入分成的5%的，则乙方应向甲方承担审计成本（包括但不限于会计师费用等）。

第7条（素材交付）

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内，向乙方提供附件●所列的改编游戏开发、运营、宣传等所需的相关素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收，若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的，乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失处之后，要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的，则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方负担。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。本合同终止后，乙方须根据甲方的指示，自行负担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材（包含复制物、衍生物），并就返还或销毁事实向甲方出具加盖公章的书面说明。

-
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材（包含复制物、衍生物），乙方应严格保管该等素材，以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等（以下统称“泄露等”）事故的发生。若素材发生泄漏等事故的，乙方应立即以其费用采取补救措施并通知甲方，如甲方对此有指示的，乙方应按照甲方指示进行应对。

第 8 条（日程）

乙方应严格按照附件●的日程，进行改编游戏的开发、销售、发行、运营、宣传。如出于不得已的事由需要变更日程的，应及时通知甲方，在与甲方充分协商并征得甲方同意后，可以变更日程。另，除事先获得甲方书面同意外，改编游戏的商业化运营日期不得晚于●年●月●日。

第 9 条（监修）

1. 乙方应就改编游戏的以下内容接受甲方的监修并获得甲方的书面同意，甲方应在收到乙方的监修申请后●个日内（以下称“监修期”）进行监修并将修改意见以书面形式反馈给乙方。在获得甲方书面同意前，乙方不得销售、发行、运营改编游戏或使用游戏宣传材料。但若超过监修期甲方仍未以书面形式反馈修改意见的，视为通过监修。根据具体情况，甲方有权要求乙方提交以下内容的日文版以供监修，此时监修期自乙方提供日文版后开始起算。监修所需费用由乙方承担。
 - (1) 游戏内容及构成要素，具体包括但不限于剧情、图像设计、3D 模型、动作、台词、配音、音乐、动画视频等；
 - (2) 各个游戏版本，具体包括但不限于 Demo 版、版本号申请版、各个测试版本、正式上线版本等；
 - (3) 游戏宣传材料，具体包括但不限于宣传片、海报、报道等；
 - (4) 其他甲方合理要求的内容
2. 乙方应在改编游戏及改编游戏的宣传材料上，按照甲方指定的方式进行版权声明的标注。

第 10 条（权利归属）

1. 基于授权动画、授权动画要素改编或制作而成的改编游戏的任何制作物（包括但不限于角色形象、剧情、动画视频、名称、图片、宣传材料等）的所有知识产权及合法权益归属于甲方。
2. 非基于授权动画、授权动画要素制作而成的改编游戏的任何制作物（包括但不限于游戏程序源代码、编译程序，与授权动画、动画要素无关的角色形象、动画视频、名称、音乐等）的所有知识产权及合法权益归属于乙方。

第 11 条（第三方侵权应对）

-
1. 乙方根据本合同享有的授权权利被第三方侵权时,乙方有权以其名义进行维权(包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等)。乙方应随时和甲方共享维权情况(包括侵权业者信息、采取的维权措施等),如甲方对维权有合理指示的(如要求乙方积极采取维权措施),乙方应遵从该等指示。
 2. 前款规定的维权所需费用(以下称“维权成本”)由乙方负担,通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入,在扣除全部成本后,乙方应按照甲方:乙方=●:●的比例向甲方分配该等剩余收入。
 3. 甲方在合理范围内对第1款规定的维权进行必要协助,如该等协助需要发生一定费用的,则应作为维权成本由乙方负担

第12条(商标等注册行为的限制)

一方不得自行或通过第三方在任何国家或地区,就对方享有知识产权或合法权益的名称、作品、技术进行商标注册申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的注册或登记。

第13条(甲方义务)

1. 甲方保证,其拥有向乙方进行第2条授权的完整权利,在甲方已知范围内,授权动画及其构成要素没有侵犯任何第三方的知识产权等的权利。
2. ……

第14条(乙方义务)

1. 乙方保证,在行使授权权利时严格遵守授权区域内适用的法律法规以及监管机关的相关要求,拥有行使授权权利的必要资质,并且应以其费用申请、获取于授权区域内开发、销售、发行、运营改编游戏的必要许可、准予或同意(包括游戏版号),并负担相应费用。
2. 除归责于甲方事由造成的以外,乙方应保证在行使授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
3. ……

第15条(授权书的发行)

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致,应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后,乙方应及时向甲方返还授权书。

第16条(保密)

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 17 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 甲方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的保底授权费及收入分成。
5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 18 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 19 条（不可抗力）

甲乙双方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行行的，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由陷入本合同义务之

履行不能或迟延履行，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 20 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 21 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 22 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 23 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 24 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙6 商品化ライセンス契約の条項例

日本国法人●●●●株式会社(以下、「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下、「乙」という。)とは、商品化ライセンスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (定義)

本契約における用語の定義は以下の通りである。

1. ライセンス対象：●●●●アニメ著作物関連のキャラクター又は名称などを指し、具体的には別紙●の記載のとおりとする。
2. ライセンス製品：ライセンス対象を使用した製品を指す。製品範囲は別紙●の記載のとおりとする。
3. ライセンス地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）
4. ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日

第2条 (ライセンス範囲)

1. 甲は乙に、ライセンス期間内に、ライセンス地域において、ライセンス製品の製造、販売、広告宣伝を行うことを授権し、乙は当該授権を受け入れる（以下、本条で規定する授権を「商品化ライセンス」という。）。
2. 前項に定める商品化ライセンス態様は通常ライセンスである。

第3条 (ライセンス料及び最低保証金)

1. 第2条に定める商品化ライセンスの対価として、乙は、別紙●に定める各ライセンス製品の希望小売価格、ライセンス料率及びライセンス製品の製造数量に基づき、甲にライセンス料を支払うものとする。ライセンス料の支払期限は第7条第3項の規定に準ずる。
2. 乙は、本契約締結後●日以内に、甲に最低保証金として●人民元（税込）を支払うものとする。最低保証金は本条第1項に規定するライセンス料に充当され、ライセンス料が最低保証金を超えたときから、乙は甲に当該超過分のライセンス料を支払うものとする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。
4. ライセンス料又は最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延の対象となる金額の0.1%を、甲に対し違約金として支払う。

-
- 乙は、ライセンス料、最低保証金を甲の以下の指定口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

- 第 2 項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第 4 条（報告書・監査）

- 乙は、各種ライセンス製品の品名、製造数量、販売数量など詳細の製造、販売情報を月次ベースで集計し、翌月●日までにこれらの情報を記載した計算報告書を甲に提出するものとする。
- 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。
- 乙は、第 1 項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後 5 年間、甲が必要と認めるときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
- 監査により、乙が支払ったライセンス料が実際に支払うべきライセンス料より少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第 3 条第 4 項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の 5%に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第 5 条（素材の引き渡し）

- 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定されたライセンス対象の素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が当該期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は乙が負担するものとする。
- 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を

返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面(乙社印を押印したもの)を甲に提供する。

3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材(派生物及び複製物を含む。)を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など(以下、総称して「漏洩等」という。)の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちにその費用にて救済措置を講じるとともに、甲に通知し甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第6条(監修手続き)

1. 乙は、作成したライセンス製品(製品パッケージ、ラベル、タグ等を含む。以下同様。)の設計図について、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得なければならない。
2. 乙は、甲の書面による同意を得た設計図にしたがって試作品を作るものとし、かつ、試作品について甲の監修を受け、甲の書面による同意を得なければならない。
3. 乙は、甲の書面による同意を得た試作品にしたがってライセンス製品を製造するものとし、量産製品のサンプル品(以下、「量産品サンプル」という。)について甲の監修を受ける。甲が、量産品サンプルの品質が試作品の品質を下回り、又は、試作品と一致しないと合理的に判断した場合、乙に対して修正を求める権利を有する。量産品サンプルについて甲の書面による最終同意を得ない限り、乙はライセンス製品を販売し、又は流通させてはならない。甲が量産品サンプルの受領後●日以内に、乙に修正を要求しない場合、甲は量産品サンプルを承認したものとみなす。
4. 乙は、作成した各種のライセンス製品広告宣伝資料(広告動画、ポスター、チラシが含まれるが、これらに限られない。)について、使用する前に、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得なければならない。
5. 乙が監修のために甲に提供する設計図、試作品、量産品サンプル、広告宣伝材料について、甲はこれらを乙に返却する必要はない。また、乙は各ライセンス製品について甲の最終同意を得た量産品サンプル●個を、無償で甲に提供しなければならない。
6. 乙は、ライセンス製品及びその広告宣伝資料に対して、甲の指定した方法で著作権表示を行うものとする。

第7条(偽造防止ラベル)

1. 乙は全てのライセンス製品に甲が提供する偽造防止ラベルを貼付しなければならない。
2. 乙はライセンス製品の製造開始前に、当該ロットの製造数量を基に別紙●の偽造防止ラベル申請書に必要な事項を記入し、かつ甲の指示に基づき製造注文書又は出荷伝票を発行のうえ甲に提出し、甲の書面による許可を得るものとする。
3. 偽造防止ラベル申請書について、甲の書面による許可を得た後●日以内に、乙は申請書に記載されたライセンス料を甲の指定口座に支払うものとする。甲は乙のライセンス料の受領後●日以内に、申請書の記載数量に基づき乙に偽造防止ラベルを提供する

ものとする。ライセンス料が最低保証金を超過していない場合、甲は、申請書を許可してから●日以内に乙に偽造防止ラベルを提供するものとする。

4. 偽造防止ラベルについて、乙は以下の行為を行ってはならない。
- (1) 甲以外の第三者から偽造防止ラベルを仕入れ、又は自ら偽造防止ラベルを製造する。
 - (2) 製品から偽造防止ラベルを剥がして再利用する。
 - (3) 偽造防止ラベル申請書で記載した製品の名称、数量に従わずに偽造防止ラベルを使用する。
 - (4) 第三者に偽造防止ラベルを譲渡する。

第8条（ライセンス製品の製造委託）

乙がライセンス製品の全部又は一部を第三者である製造者（以下、「受託製造者」という。）に委託する場合、事前に受託製造者情報（企業名称、規模、製造能力等。）を甲に通知し、かつ、甲の書面による承諾を得なければならない。また、乙は、受託製造者に対して本契約の関連規定を遵守させ、その内容を受託製造者との製造委託契約に規定するものとし、受託製造者の行為について甲に対して一切の責任を負うものとする。

第9条（ライセンス製品の販売及び流通）

1. 甲の書面による事前の承諾がない限り、乙はライセンス地域外でライセンス製品を販売し、流通させてはならない。
2. 乙は、ライセンス製品を販売する第三者に対しても前項の規定を遵守させ、かかる内容を第三者との売買契約に規定し、当該第三者がライセンス製品を再販する場合においても同じ義務を遵守するよう約定しなければならない。乙は、当該第三者の行為について甲に対して一切の責任を負うものとする。

第10条（権利被侵害対応）

1. 乙が本契約に基づき享受する商品化ライセンス権利が第三者に侵害された場合、乙は自身の名義で権利保護を行う権利を有する（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）。ただし、乙は、事前に侵害業者、侵害行為等具体的な権利侵害の詳細及び講じる予定の権利保護措置を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護コスト」という。）は、乙が負担し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、全ての権利保護コストを差し引いた後、甲：乙＝●：●の割合で、乙から甲に残りの収入が分配されるものとする。
3. 甲は、合理的な範囲内で第1項に規定する権利保護に必要な協力をを行い、これらの協力により一定の費用が発生する場合、権利保護コストとして乙が負担するものとする。

第 11 条（著作権の帰属）

ライセンス対象に基づいて制作された制作物の著作権（ライセンス製品の設計図及び広告宣伝資料の著作権が含まれるが、これらに限られない。）は全て甲に帰属し、乙はいかなる権利も有しないものとする。

第 12 条（商標等の登録行為の制限）

乙は自ら又は第三者を通じて、いかなる国又は地域においても、ライセンス対象及びこれに類似する標識又は著作物に関して、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の登録又は出願も行ってはならない。

第 13 条（甲の義務）

1. 甲は、乙に対して第 2 条に定める商品化ライセンスを行う権利を有し、ライセンス対象がいかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. . . .

第 14 条（乙の義務）

1. 乙はライセンス製品を継続的かつ積極的に製造、販売しなければならない。
2. 乙は、本契約に規定されたライセンス範囲内でライセンス対象を使用するものとし、ライセンス範囲を超える使用は全て厳格に禁止される。
3. 乙はライセンス製品の製造、販売、広告宣伝が全ての適用可能な法令、国家基準、業界基準に合致しており、ライセンス製品の品質が良く、いかなる欠陥や瑕疵も存在しないことを保証しなければならない。
4. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙は商品化ライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
5. . . .

第 15 条（第三者紛争対応）

ライセンス製品に起因して第三者との間に紛争（製品の品質に関する紛争、知的財産権侵害紛争などが含まれるが、これらに限られない。）が生じた場合、ライセンス対象に起因するものを除き、乙の責任及び費用にて解決しなければならず、甲にいかなる迷惑もかけてはならない。これにより甲に損害を与えた場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第 16 条（契約終了時の処理）

1. ライセンス期間満了後又は本契約終了後、乙は直ちにライセンス製品の製造を停止しなければならない。
2. 乙はライセンス期間満了後又は本契約終了後●日以内に、甲に、ライセンス製品（半製品を含む。）の在庫残数、未使用の偽造防止ラベルの数量、ライセンス製品の製造に用いる部品又は金型の数量、及び、ライセンス対象を使用した広告宣伝資料の在庫（以下、総称して「ライセンス製品の在庫等」という。）の情報を書面にて報告しなければならない。
3. 乙が本契約に基づき甲に相応のライセンス料及び最低保証金を支払い、かつ前項規定に基づき甲に報告を行った場合、ライセンス期間満了後又は本契約終了後●日を期限として（以下、「在庫清算期間」という。）、乙はライセンス製品の在庫を販売することができる。また、本契約が乙の責めに帰すべき事由により解除となり終了した場合、乙は契約終了時点で直ちにライセンス製品の販売を停止し、かつ、第 4 項にしたがって、破棄措置を講じなければならない。
4. 在庫清算期間満了後、乙は直ちにライセンス製品の販売を停止するものとし、甲が指定する期限内にライセンス製品の在庫等を破棄し、かつ破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提出しなければならない。甲は自ら又は代理人に委任して破棄現場に立ち会う権利を有し、乙はこれに協力する。

第 17 条（授權証の発行）

甲は、乙が合理的に要求する商品化ライセンス権利の行使に必要な授權証を発行する。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授權証を返還しなければならない。

第 18 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 19 条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前 2 項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びライセンス料を返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第 20 条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第 21 条 (不可抗力)

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 22 条 (権利義務等の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 23 条 (通知)

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 24 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 25 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 26 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就商品化授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

在本合同中的用语的定义如下：

1. 授权标的：指●●●●动画作品相关的卡通形象或名称等，具体以附件●所列范围为准。
2. 授权产品：指使用了授权标的的产品，具体产品范围以附件2所列范围为准。
3. 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
4. 授权期限：●年●月●日-●年●月●日

第2条（授权范围）

1. 甲方授权乙方，在授权期限内，于授权区域，制造、销售、广告宣传授权产品，乙方接受该授权（本条规定的授权以下称“商品化授权”）。
2. 前款规定的商品化授权性质为普通授权。

第3条（授权费）

1. 作为第2条商品化授权对价，乙方应按照附件●规定的每个授权产品的建议零售价、授权费费率及授权产品的制造数量，向甲方支付授权费。授权费支付期限以第7条第3款规定为准。
2. 乙方应于本合同签订后●日内，向甲方支付保底授权费人民币●元（含税）。保底授权费可用于抵扣本条第1款规定的授权费，当授权费超过保底授权费时，乙方才开始向甲方支付超出部分的授权费。
3. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
4. 若乙方未能如期支付授权费或保底授权费的，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的0.1%向甲方支付违约金。
5. 乙方应将授权费、保底授权费汇至以下甲方指定的银行账户，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名称：●●●●

开户银行：●●●●

分行名称：●●●●

银行账号：●●●●

银行地址：●●●●

6. 根据第 2 款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第 4 条（报告书及审计）

1. 乙方应按月统计授权产品的品名、制造数量、销售数量等详细的制造、销售信息，并于次月●日前将记录了该等信息的计算报告书提交给甲方。
2. 乙方保证，前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内，若甲方认为必要时，乙方应当让甲方或甲方指定的第三方，查阅、誊写该账簿以及相关文件（以下称“审计”）。
4. 如任何审计显示乙方已支付的授权费少于应支付的授权费的，乙方应立即向甲方补足差额部分，并按 3 条第 4 款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付授权费的 5% 的，则乙方应向甲方承担审计成本（包括但不限于会计师费用等）。

第 5 条（素材交付）

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内，向乙方提供附件●所列的授权标的素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收，若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的，乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失后，要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的，则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方负担。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。授权期限届满或本合同终止后，乙方须根据甲方的指示，自行负担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材（包含复制物、衍生物），并就返还或销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材（包含复制物、衍生物），乙方应严格保管该等素材，以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等（以下统称“泄露等”）事故的发生。若素材发生泄漏等事故的，乙方应立即以其费用采取补救措施并通知甲方，如甲方对此有指示的，乙方应按照甲方指示进行应对。

第 6 条（监修）

1. 就乙方制作的授权产品（包含产品外包装、标签、吊牌等，下同）的设计图，应接受甲方监修，并获得甲方书面同意。
2. 乙方应按照获得甲方书面同意的设计图制作授权产品试制品，并就试制品接受甲方监修，获得甲方的书面同意。

-
3. 乙方应按照获得甲方书面同意的试制品生产授权产品,并就量产产品的样品(以下称“大货样”)接受甲方监修。如甲方合理认为大货样的品质低于试制品或与试制品样式不一致的,甲方有权要求乙方进行修改。在大货样未得到甲方的最终书面同意前,乙方不得销售流通授权产品,但如果甲方在收到大货样后●日未要求乙方修改的,视为甲方同意。
 4. 乙方制作的各种授权产品广告宣传材料(包括但不限于广告视频、海报、宣传单等)应在使用前接受甲方监修,并获得甲方书面同意
 5. 乙方为监修向甲方提供的设计图、试制品、大货样、广告宣传材料,甲方无需向乙方返还。另,乙方应就每个授权产品无偿向甲方提供最终获得甲方同意的大货样●个。
 6. 乙方应在授权产品及其宣传材料上,按照甲方指定的方式进行版权声明的标注。

第7条(防伪标签)

1. 乙方应在所有授权产品上粘贴由甲方提供的防伪标签。
2. 乙方应在开始生产授权产品之前,以该批制造数量为基准,填写附件●的防伪标签申请单并按照甲方指示出具制造订单或出货单交予甲方并获得其书面批准。
3. 在防伪标签申请单获得甲方书面批准后,乙方应于甲方书面同意后●日内将申请单中记载的授权费支付至甲方指定银行账号。甲方应在收到乙方支付的授权费后●日内按申请单记载数量向乙方提供防伪标签。如授权费尚未超过保底授权费的,甲方应在批准申请单●日内向乙方提供防伪标签。
4. 关于防伪标签,乙方不得有以下任何行为:
 - (1) 从甲方以外的第三方处进购防伪标签或自行制造防伪标签;
 - (2) 从产品上撕下防伪标签并进行再利用
 - (3) 未按照防伪标签申请单记载的产品品名及数量使用防伪标签;
 - (4) 向第三方转让防伪标签。

第8条(授权产品的制造委托)

乙方委托第三方制造商(以下称“受托制造商”)制造全部或部分的授权产品时,应提前向甲方告知受托制造商信息(企业名称、规模、生产能力等),并获得甲方的书面同意。此外,乙方应让受托制造商同样遵守本合同的规定,将相关内容载入其与受托制造商之间的委托制造合同,并对受托制造商的行为向甲方承担一切责任。

第9条(授权产品的销售及流通)

1. 未经甲方事先书面同意,乙方不得在授权区域外销售、流通授权产品。
2. 乙方应让销售授权产品的第三方同样遵守前款规定,并将相关内容载入其与第三方之间的买卖合同,并约定该第三方有转售情形时,亦应同样。乙方应对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第 10 条（第三方侵权应对）

1. 乙方根据本合同享有的商品化授权权利被第三方侵权时，乙方有权以其名义进行维权（包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等），但乙方应事先通知甲方侵权业者、侵权行为等具体的侵权信息以及打算采取的维权方式，并获得甲方的书面同意。
2. 前款规定的维权所需费用（以下称“维权成本”）由乙方负担，通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入，在扣除全部成本后，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该等剩余收入。
3. 甲方在合理范围内对第 1 款规定的维权进行必要协助，如该等协助需要发生一定费用的，则应作为维权成本由乙方负担。

第 11 条（著作权归属）

基于授权标的制作的所有制作物的著作权（包括但不限于授权产品的设计图、广告宣传资料等的著作权）均归属于甲方，乙方对此不享有任何权利。

第 12 条（商标等注册行为的限制）

乙方不得自行或通过第三人在任何国家或地区对授权标的及与此类似的标识或作品进行商标申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的申请或登记。

第 13 条（甲方义务）

1. 甲方承诺，其有权向乙方进行第 2 条中规定的商品化授权，其授权给乙方使用的授权标的未侵害任何第三方的知识产权等的权利。
2. ……

第 14 条（乙方义务）

1. 乙方应持续、积极地制造、销售授权产品。
2. 乙方应在本合同规定的授权范围内使用授权标的，任何超出授权范围的使用都应被禁止。
3. 乙方保证授权产品的制造、销售、广告宣传符合所有可能适用的法律法规、国家标准、行业标准，授权产品质量良好，不存在任何缺陷或瑕疵。
4. 除归责于甲方事由造成的以外，乙方应保证在行使商品化授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
5. ……

第 15 条（第三方纠纷应对）

因授权产品引发的与第三方之间的纠纷（包括但不限于产品质量纠纷、知识产权侵权纠纷等），除因授权标的造成的以外，应由乙方应负责予以解决并承担相关费用，不得给甲方带来任何麻烦。由此给甲方造成损害的，乙方应予以赔偿。

第 16 条（合同终止时的应对）

1. 授权期限届满后或合同终止后，乙方应立即停止制造授权产品。
2. 乙方应在授权期限届满后或合同终止后●日内向甲方书面汇报授权产品（包括半成品）的剩余库存、未使用的防伪标签数量、用于制造授权产品的零件或模具数量、使用了授权标的的广告宣传材料库存（以下统称为“授权产品的库存等”）信息。
3. 如乙方根据本合同向甲方支付了相应的授权费及保底授权费并按照前款规定向甲方进行了汇报的，则乙方可在授权期限届满后或合同终止后●日期限内（以下称“清货期”）销售库存授权产品。另，如本合同是因归责于乙方事由解除而终止的，则乙方应在合同终止时立即停止销售授权产品，并按照第 4 款的规定采取销毁措施。
4. 清货期届满后，乙方应立即停止销售授权产品，在甲方指定期限内销毁授权产品的库存等，并就销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。甲方有权自行或委托代理人会同销毁现场，乙方应予以协助。

第 17 条（授权书的发行）

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使商品化授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致，应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后，乙方应及时向甲方返还授权书。

第 18 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 19 条（合同解除）

-
1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
 2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
 3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
 4. 甲方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的授权费及保底授权费。
 5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 20 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 21 条（不可抗力）

甲乙双方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 22 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 23 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 24 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 25 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 26 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章:

日期:

乙方: ●●●●株式会社

住所:

法定代表人签字:

盖章:

日期:

別紙 7 音楽配信許諾契約書

日本国法人●●●●株式会社(以下「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●●有限公司(以下「乙」という。)は、音楽作品のインターネット配信による利用について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (許諾範囲)

乙は、本契約に基づき、次の各号に定めにしたがって、ライセンス作品を利用することができる。

- (1) ライセンス作品：別紙●●●●●に規定する音楽作品。ただし、甲は、ライセンス期間内に新たにライセンス可能となった音楽作品について、いつでも、別紙●●●●●を更新することにより、ライセンス作品に追加することができる。
- (2) ライセンス対象権利：甲が有する録音録画著作権にかかる、複製権、発行権、情報ネットワーク伝達権
- (3) ライセンス地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）
- (4) ライセンスの性質：独占的ライセンス
- (5) ライセンス作品を利用可能なプラットフォーム（配信チャネル）：●●●●●、●●●●●●、●●●●●●●●●●。
- (6) 乙は、ライセンス作品を配信するプラットフォームを追加、削除、変更しようとする場合、事前に甲に通知しなければならない。
- (7) ライセンス期間：●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで

第 2 条 (イニシャルロイヤリティ)

1. 乙は、甲に対し、イニシャルロイヤリティとして、●●元（税込）を、●●年●●月●●日までに、甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。
2. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、関連資料を甲に提出するものとする。
3. 第 1 項の規定に規定する前金が同項規定の期日までに支払われない場合、乙は甲に対し、1 日当たり 0.1%の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。
4. 第 1 項の規定に基づき甲に支払われた前金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第 3 条 (レベニューシェア)

-
1. 乙は、前条に規定するインシヤルロイヤリティのほか、ライセンス作品の配信により、毎四半期末日までに得た純利益について、甲：乙＝1：1の割合で分配し、その翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込み送金して支払う。ただし、前条第1項の規定に基づき支払われた前金は、当該純利益の甲への分配に充当し、インシヤルロイヤリティを超える分配分が発生したときから支払いを行うものとする。純利益とは、ライセンス作品を配信した全ての配信チャネルの総収入から、配信チャネルにおける配信コストの総額を控除した金額をいい、各配信チャネルの総収入及び運営コストは以下の式により算出される。

各配信チャネルの総収入＝ライセンス作品 1 回の配信について、当該配信チャネルでユーザに課金される金額×総配信回数

各配信チャネルにおける配信コスト＝・・・

2. 前条第2項及び第3項までの規定は、前項の規定に基づく甲への支払いに準用する。

第4条（報告・監査）

1. 乙は、前条第1項に規定するレベニューシェアの算定のため、毎月末日から30日以内に、各配信チャネルにおける配信回数及び配信コストの各費目を記載した計算報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。
2. 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性、正確性を保証する。
3. 第1項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後5年間、甲が必要と認めたときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする。

第5条（授権証）

1. 甲は、乙の要請に応じてライセンス作品の授権証を提供するものとする。ただし、授権証の認証等に要する費用は甲の負担とする。
2. 授権証は、本契約が有効に存続していることを前提とし、本契約に基づくライセンスの範囲を確認するものであって、これによって新たな権利を付与するものではなく、授権証に、本契約において確認のない事項、本契約の内容と矛盾する事項がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。
3. 授権証には、本ライセンス契約の有効な存続を前提として授権されたものであることが明記されなければならない。

第6条（再許諾）

1. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることにより、ライセンス作品について、各ライセンス権利を第三者に再許諾することができる。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

-
2. 前項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、当該第三者の行為について、乙は甲に対して連帯して責任を負う。

第7条（権利被侵害対応）

ライセンス作品について、ライセンス地域内で著作権その他の許諾権利の侵害が発生した場合には、乙がその費用において対応に当たり、甲は必要に応じて、乙の対応を監督し、又は、乙の対応に協力するものとする。

第8条（表明保証等）

1. 甲は、ライセンス作品について、ライセンス地域内において、ライセンス期間中、ライセンス対象権を許諾する権利を有することを保証する。
2. 乙は、本契約で定められた範囲内においてのみ、ライセンス作品について、対象権利にかかる利用をすることを保証する。本契約の規定を超えたライセンス作品その他の著作物の利用により、第三者との間で著作権その他の権利侵害を理由とする紛争が生じた場合、乙は、自らの費用と責任によってこれを解決し、甲に一切の迷惑をかけるものとする。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
- (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

-
- (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
 4. 第1項及び第2項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みのライセンス料（イニシャルロイヤリティ及びレベニューシェア）を返還することを要しない。
 5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第12条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第13条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第14条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファクス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファクス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 15 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 16 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 17 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就音乐作品的网络播放利用之相关事宜，签订如下合同（以下称“本合同”）。

第1条（授权范围）

乙方有权根据本合同以下各项规定，使用授权作品。

1. 授权作品：附件●规定的音乐作品。但是，对于授权期限内新取得授权的音乐作品，甲方可以随时更新附件●，将该等新取得授权的音乐作品追加到授权作品中。
2. 授权权利：甲方持有的录音录像制作者权相关的复制权、发行权、信息网络传播权。
3. 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）。
4. 授权性质：独占性授权。
5. 授权使用授权作品的平台（播放渠道）：●●●●、●●●●……。
6. 乙方追加、删除、变更授权作品的播放渠道的，须事先通知甲方。
7. 授权期限：●年●月●日-●年●月●日。

第2条（入门费）

1. 乙方在●年●月●日之前，将入门费人民币●元（含税）汇入甲方指定的银行账户进行支付。汇款手续费由乙方承担。
2. 乙方应缴纳中华人民共和国内产生的税金，并向甲方提交相关资料。
3. 乙方未在第1款规定的期限内支付第1款规定的入门费的，乙方须向甲方支付按每日0.1%的利率计算所得的滞纳金。
4. 根据第1款规定向甲方支付的入门费，不论理由如何均不予返还。

第3条（收入分成）

1. 除了前款规定的入门费之外，就截止至每季度最后一日因授权作品的播放取得的净收入，乙方应按照甲：乙=1:1的比例进行分配，并在次月最后一日之前汇款至甲方指定的银行账户。但是，根据前一条第1款规定支付的入门费应充当向甲方分配的净收入，自应向甲方分配的净收入超出入门费之时，才开始向甲方支付收入分成。净收入是指从播放授权作品的所有播放渠道中取得的总收入，扣除播放渠道上产生的播放总成本后得到的金额。各播放渠道的总收入及运营成本，应根据下述公式计算得出：

各播放渠道的总收入=每播放 1 次授权作品，该播放渠道向用户收取的费用×总播放次数
各播放渠道上产生的播放成本=……

2. 前一条第 2 款及第 3 款的规定，适用于根据前款规定向甲方进行的支付。

第 4 条（报告书及审计）

1. 为根据前一条第 1 款规定计算收入分成，乙方应当于每月最后一日起 30 日内，向甲方提交记载了各播放渠道上的播放次数及播放成本等各经费项目的计算报告书，并取得甲方同意。
2. 乙方保证，前一款规定的计算报告书中的各项数据均真实、准确。
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一起保管。在本合同有效期间及合同终止后 5 年内，甲方认为有必要的，乙方应让甲方或甲方指定的第三方查阅、誊写该账簿及相关文件。

第 5 条（授权书）

1. 甲方应根据乙方的要求提供授权作品的授权书。但是，授权书的认证等所需费用由甲方承担。
2. 授权书以本合同有效存续为前提，系对本合同规定的授权范围的确认，并非据此授权新的权利。授权书上存在本合同未确认事项、或与本合同内容相矛盾之事项的，应根据本合同内容进行解释。
3. 授权书上，必须载明系以本合同的有效存续为前提取得授权。

第 6 条（转授权）

1. 乙方未经甲方事先书面同意，亦可将授权作品的各项授权权利转授权给第三方。
2. 乙方根据前款规定向第三方进行转授权的，应就第三方的行为向甲方承担连带责任。

第 7 条（权利被侵害之应对）

授权作品的著作权或其他授权权利于授权区域内遭受侵害的，应由乙方负担费用进行应对，甲方应在必要时对乙方的应对进行监督或协助。

第 8 条（声明保证等）

1. 甲方保证，其持有在授权区域及授权期限内，就授权作品的授权权利进行授权许可的权利。

-
2. 乙方保证仅在本合同规定的范围内对授权作品的授权权利进行相关使用。因超出本合同的规定使用授权作品或其他作品,导致与第三方之间产生侵害著作权或其他权利纠纷的,乙方应自行承担费用与责任进行解决,不给甲方造成任何麻烦。

第9条(保密)

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是,符合以下各项任意一项的信息,不在此限:

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息;
2. 与对方当事人提供的信息无关的,独自开发的信息;
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息;
4. 不论接收前后,不因己方违约而为公众知悉的信息;
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息;
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第10条(解除)

1. 对方当事人违反本合同项下规定,虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在15个工作日内予以纠正,但该违约方仍未纠正的,甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后,解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的,甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同:
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的;
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分,或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的;
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议,或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的,即使对方当事人未作出解除之意思表示,其对对方当事人负有的一切金钱债务,亦当然丧失期限利益,应立即进行清偿。
4. 甲方根据第1款或第2款的规定解除本合同的,甲方无需返还已收取的授权费(入门费或收入分成)。
5. 根据本条规定解除合同的,不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第11条(损害赔偿)

甲方或乙方就本合同之履行,因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的,有权就其遭受的损害,向对方当事人请求损害赔偿。

第 12 条（不可抗力）

甲乙双方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 13 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 14 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 15 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 16 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 17 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，应由甲乙双方协商解决，经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。在该情况下，甲方为被申请人的，应由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则，在日本国东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具有约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙8 アニメ制作委託契約書

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、アニメーションの制作について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約に基づき、次のテレビ放送用アニメーション「●●●●」（以下、「本アニメ」という。）の制作業務（以下、「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

タイトル：「●●●●」

原作：●●●●作 小説「●●●●」

話数：全●話（各話本編●分～●分）

監督：●●●●

第一話の放映予定日：●年●月●日

品質要求：①制作規格：2D

②納品形態：HD-CAM 画面サイズ●×●

第2条（委託業務の内容等）

1. 本業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 本アニメの脚本制作、キャラクターデザイン、絵コンテ制作その他の別紙1においてプリプロダクションとして規定される業務
 - (2) 本アニメの絵コンテのレイアウト、原画及び動画の作成、撮影その他の別紙1においてプロダクションとして規定される業務
 - (3) 本アニメの編集その他の別紙1においてポストプロダクションとして規定される業務
2. 乙は、本業務の遂行に必要な資料の提供、意見を甲に求めることができ、甲は本業務の遂行に必要かつ合理的な範囲で応じなければならない。
3. 乙は、前項の規定に基づき甲から提供された資料、意見について、真実性、正確性、適法性、その他、内容についての検査義務を負わないものとする。
4. 乙は、第2項の規定に基づき甲から提供された資料を適切に保管し、甲の事前の書面による承諾なく、本業務の遂行以外に使用してはならないものとする。

第3条（制作スケジュール）

-
1. 乙は、別紙2に規定される工程ごとのスケジュールにしたがって、前条に規定する業務を遂行し、各制作物を甲に納品するものとする。
 2. 甲は、前項の規定に基づき乙から納品された各制作物について、別紙2に規定される各検収期間内に確認を行うものとし、当該納品物については、対応する各検収期間内において2回までに限り、合理的な範囲で修正を求めることができる。甲が検収期間内に何らの通知も行わない場合には、当該納品物は甲の監修を経て完全に了承されたものとみなす。
 3. 甲及び乙は、前項に規定する甲による納品物の確認、及び前条第2項に規定する甲の資料又は意見の提供等の遅延に伴う、第1項に規定する乙による制作物の納品の遅延は、乙の債務不履行を構成しないことを確認する。

第4条（委託料）

1. 甲は、本業務の対価として●円（税別）を、別紙2のスケジュールに従い、乙が指定する銀行口座に振込入金することにより、乙に支払うものとする。振込手数料及び送金に際して課される税金は、甲の負担とする。
2. 前項に規定する甲の各支払いが遅延した場合、乙は甲に対して、年●%の割合による遅延損害金を遅延日数分請求することができる。

第5条（権利帰属）

1. 第3条第1項の規定に基づき甲に納品された制作物の著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、当該制作物に対応する委託料全額の乙への支払いが完了していない場合はこの限りでない。
2. 乙は、甲及び甲が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使せず、また、本アニメの制作に参与した第三者をして、著作者人格権を行使させないものとする。

第6条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第7条（知的財産権に関する保証）

1. 甲は、本アニメの原作について、本アニメの制作に必要な著作権又はその許諾の権利を有していることを保証する。
2. 甲は、乙からの要請に基づき、前項の保証事項に関して、関連証明書類を提供するものとする。

-
3. 乙は、各制作物が第三者の著作物の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、甲が提供した資料又は甲の意見若しくは修正等の指示に基づき制作された部分については、この限りでない。

第8条（続編の優先的受託）

1. 甲は、本アニメの続編又は映画化等（以下、「続編等」という。）の製作を企画したときは、乙を続編等の制作委託先の第一候補とし、委託業務の内容、納品スケジュール、委託料その他の制作委託の基本的条件（以下、「基本条件」という。）を記載した書面を乙に交付して、続編等にかかるアニメーション制作業務委託契約の申込みをするものとする。
2. 乙は、甲から前項に規定する申込みを受けた日から30日以内（以下、「回答期間」という。）に、当該申込みを承諾するか否かにつき、書面にて回答するものとする。乙が回答期間内に書面による承諾の意思表示をしない場合は、甲は乙以外の第三者との間で、続編等についてアニメーション制作業務委託契約締結の交渉を行うことができる。
3. 甲が、前項の規定に基づき、乙以外の第三者との間で続編等についてアニメーション制作業務委託契約締結しようとする場合には、その基本条件を書面にて乙に通知するものとし、乙は、かかる通知を受けた日から30日以内に、甲に対して新たな基本条件を提示し、契約の締結を求めることができるものとする。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。

-
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
 3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
 4. 第1項及び第2項の規定に基づき、乙が本契約を解除した場合、乙は、受領済みの委託料を返還することを要しない。
 5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、関連する本業務に対応する委託料の限度内で賠償を請求することができる。

第12条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第13条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第14条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファクス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファクス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 15 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 16 条（言語）

本契約は、中国語にて作成されるものとする。本契約の日本語訳が作成され、本契約と日本語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、中国語版を優先する。

第 17 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就动画制作之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（目的）

甲方按照本合同规定，将下述用于电视台播放的动画“●●●●”（以下称“本动画”）的制作业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

片名：《●●●●》

原作品：●●●●创作的小说《●●●●》

集数：●集（每集正片●分～●分）

导演：●●●●

第一集预定播放日期：●年●月●日

质量要求：①制作规格：2D

②交付形式：HD-CAM 画面尺寸●×●

第2条（委托业务的内容等）

1. 本业务的内容如下所示：

- (1) 本动画的剧本撰写、角色设计、分镜制作以及其他附件1规定的预制作业务。
 - (2) 本动画的分镜布局、原画以及动画的制作、拍摄以及其他附件1规定的制作业务。
 - (3) 本动画的编辑以及其他附件1规定的后期制作业务。
2. 乙方有权要求甲方提供完成本业务所需的资料与意见，甲方应在完成本业务所需且合理的范围内予以配合。
3. 乙方不承担对甲方根据前款规定提供的资料、意见的真实性、准确性、合法性等、及其内容的检查义务。
4. 乙方应妥善保管甲方根据第2款规定提供的资料，未经甲方事先书面同意，不得用于本业务以外的其他用途。

第3条（制作日程）

1. 乙方应按照附件2规定的每道工序的日程完成前一条规定的业务，并向甲方交付各项制作物。

-
2. 甲方应在附件 2 规定的各项验收期限内，对其接收的乙方按照前款规定交付的各项制作物进行验收；对该等交付物，甲方可以在其对应的各项验收期限内以 2 次为限，在合理的范围内要求乙方进行修改。甲方在验收期限内未进行任何通知的，则视为该等交付物已经过甲方的验收并被甲方完全认可。
 3. 甲乙双方一致确认，因前款规定的甲方对交付物的验收、或前一条第 2 款规定的甲方提供资料或意见等迟延，从而导致第 1 款规定的乙方迟延交付制作物的，不构成乙方的债务不履行。

第 4 条（委托费用）

1. 甲方应遵守附件 2 规定的日程，将本业务的对价●日元（不含税）汇入乙方指定的银行账户，向乙方进行支付。汇款手续费及汇款时征收的税金由甲方承担。
2. 前一款规定的甲方的各项支付发生迟延的，乙方可以按迟延天数要求甲方按●%的年利率支付滞纳金。

第 5 条（权利归属）

1. 第 3 条第 1 款的规定交付给甲方的制作物，其著作权归甲方所有。但是，该制作物相应的委托费用未全额支付给乙方的，不在此限。
2. 乙方不得对甲方或甲方指定的第三方行使著作人身权，亦不得对参与本动画制作的第三方行使著作人身权。

第 6 条（转委托）

1. 乙方不经甲方事先同意可以将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方对于接受转委托的第三方，应使其承担本合同项下乙方义务同等的义务。

第 7 条（知识产权相关保证）

1. 甲方保证针对本动画的原作品，拥有制作本动画所必需的著作权或其授权的授权权利。
2. 甲方应根据乙方的要求，就前款规定的保证事项提供相关证明文件。
3. 乙方保证各项制作物均不侵犯第三方作品的著作权或其他权利。但是，乙方根据甲方提供的资料或甲方的意见、修改等指示制作的部分，不在此限。

第 8 条（续集的优先委托）

1. 甲方为本动画的续集或改编电影等（以下称“续集等”）制定制作计划的，应将乙方作为续集等制作受托方的第一候选人，并将委托业务的内容、交付日程、委托费用及其他

委托制作的基本条件（以下称“基本条件”）以书面形式提交给乙方，向乙方发出签订续集等相关动画制作业务委托合同的要约。

2. 乙方应自收到甲方发出的前款规定的要约之日起 30 日内（以下称“承诺期限”），对是否接受该要约以书面形式进行答复。乙方在承诺期限内未以书面形式作出意思表示的，甲方有权与乙方以外的第三方就续集等动画制作委托合同的签订进行磋商。
3. 甲方根据前款规定，计划与乙方以外的第三方签订续集等动画制作业务委托合同的，应将该等基本条件以书面形式通知乙方。乙方自接到该等通知之日起 30 日内，有权向甲方提出新的基本条件并要求签订合同。

第 9 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 10 条（解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同。
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 乙方根据第 1 款或第 2 款的规定解除本合同的，乙方无须返还已取得的委托费用。
5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 11 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务相关部分对应的委托费用的限度内，向对方当事人要求赔偿。

第 12 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务的（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 13 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 14 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方当事人的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 15 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 16 条（语言）

本合同用中文制作。同时制作日文译本，当中文合同与日文译本的解释不一致时，以中文版优先。

第 17 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决都是终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙9 キャラクター制作委託契約書

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、キャラクターのイラスト制作について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約に基づき、甲のコーポレートキャラクター「●●●●」（以下、「本キャラクター」という。）のイラストの制作業務（以下、「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託業務の内容）

1. 本業務及び制作物の仕様は、以下のとおりとする。
 - (1) 制作物の納品形態：Adobe 社 Illustrator ファイル。
 - (2) 制作物のイメージサンプルは、別紙1のとおりとする。
 - (3) 制作物について、その他、使用するモチーフ、設定等、甲が希望する具体的な指定事項は、別紙2のとおりとする。
2. 甲及び乙は、別紙1のイメージサンプルについては、乙が仕上がりのイメージの参考とするものであり、制作物のテーマ等の本業務の個別の事情に応じて、また、担当するクリエイターに応じて、実際の制作物の仕上がりが異なり得ることを確認する。
3. 乙は、別紙2の甲の指定事項についてできる限り甲の希望に沿うように努めるものとする。ただし、甲は、当該指定事項の制作物における具体的な表現は、乙に一任されることを承諾する。

第3条（委託料の支払い）

1. 甲は、本業務の対価として●円（税別）を、乙に対して個別契約の締結後●日以内に一括して支払うものとする。振込手数料及び送金に際して課される税金は、甲の負担とする。
2. 前項に規定する甲の支払いが遅延した場合、乙は、甲の支払遅延日数に応じて、次条に規定された納期を延長することができるものとする。

第4条（制作物の納品、検収等）

1. 乙は、●年●月●日までに、第1条第1項第1号に規定する形態にて、制作物を最終納品するものとする。
2. 乙は、前項に規定する納期の前に、別紙3の制作進行予定表における詳細ラフを●年●月●日までに甲に納品するものとし、甲は、詳細ラフを承認する場合には、詳細ラフ

フの納品後●日以内（以下、「修正可能期間」という。）に、その旨を乙に通知するものとする。修正可能期間内に甲から乙に対する連絡がなかった場合、詳細ラフは承認されたものとみなす。

3. 甲は、修正可能期間内に限り、乙に対し、修正箇所及び修正内容を具体的に指定して修正を求めることができるものとする。甲の指定事項に従って修正が行われた場合、甲は、合理的理由なく、詳細ラフの承認を拒否したり、再修正を求めたりすることはできないものとする。
4. 甲は、第1項の規定に基づき、最終納品された制作物について、納品から●日以内に検査を行い、その結果を乙に通知する。甲が当該期限までに検査結果を通知しない場合、当該成果物は、検査に合格したものとみなす。
5. 甲は、前項に規定する検査においては、合理的理由なく不合格とすることができず、また、修正可能期間内に修正を求めることができた事項に基づいて不合格とすることができないものとする。
6. 第4項に規定する検査に不合格となった場合、乙は、自己の費用において修正又は再作成を行うものとする。

第5条（担保責任）

前条第1項に基づく制作物の最終納品から6カ月以内に乙の帰責事由に基づく契約不適合が発見されたときは、乙は無償で制作物の補修を行うものとする。

第6条（著作権の帰属）

1. 第4条第1項の規定に基づき甲に納品された制作物の著作権（日本国著作権法第27条、第28条に規定される権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
2. 乙は、甲及び甲が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使せず、また、本キャラクターの制作に関与した第三者をして、著作者人格権を行使させないものとする。
3. 第1項の規定に基づき、甲に帰属する制作物の著作権について、甲が著作権の登録を行う場合には、乙は、必要かつ無償で対応できる範囲で、手続に協力するものとする。

第7条（知的財産権に関する保証）

乙は、制作物が第三者の著作物の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、甲が提供した資料又は甲の修正その他の指示に基づき制作された部分については、この限りでない。

第8条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

-
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
- (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第1項及び第2項の規定に基づき、乙が本契約を解除した場合、乙は、受領済みの委託料を返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、関連する本業務に対応する委託料の限度内で賠償を請求することができる。

第 12 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 13 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 14 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 15 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就企业形象的插画制作之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（目的）

甲方基于本合同，将甲方企业形象“●●●●”（以下称“本形象”）的插画制作业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受委托。

第2条（委托业务的内容）

1. 本业务及制作物的规格如下：

- (1) 制作物的交付形式：Adobe 公司的 Illustrator 文件；
 - (2) 制作物的图形样本如附件 1 所示；
 - (3) 针对制作物、及其他使用的主题、设定等，甲方要求的具体指定事项如附件 2 所示。
2. 甲乙双方一致确认，附件 1 所示的图形样本为乙方业务成稿图形的参考，根据制作物的主题等本业务的具体情况，以及负责制作的创作人员不同，实际完成的制作物可能存在不同。
3. 对于附件 2 所列的甲方指定事项，乙方应尽最大努力满足甲方的要求。但是，甲方同意将该指定事项在制作物中的具体表达全权委托给乙方。

第3条（委托费用的支付）

1. 甲方将本业务的对价●日元（不含税），在个别合同签订后●日内一次性支付给乙方。汇款手续费及汇款时征收的税金由甲方承担。
2. 前一款规定的甲方的支付发生迟延的，乙方有权按照甲方迟延付款的天数，相应地延长下一条规定的交付期限。

第4条（制作物的交付、验收等）

1. 乙方应在●年●月●日之前，按照第1条第1款第1项规定的形式交付最终制作物。
2. 乙方应在前款规定的交付期限之前，于●年●月●日前向甲方提交附件3的制作进度计划表中的详细草图。甲方认可该详细草图的，应在详细草图提交后●日以内（以下称“可修改期间”）将认可该详细草图之意思通知乙方。可修改期间内，甲方未联系乙方的，视为甲方已认可该详细草图。

-
3. 甲方有权于可修改期间内, 指定具体的修改位置与修改内容并要求乙方进行修改。乙方根据甲方的指定事项进行修改后, 甲方无合理理由不得拒绝认可详细草图或要求再次修改。
 4. 甲方根据第 1 款的规定, 对交付的最终制作物, 在交付后●日内进行验收, 并将该验收结果通知乙方。甲方未在该期限内通知验收结果的, 视为验收合格。
 5. 甲方在前款规定的验收中, 无合理理由不得作出不合格判定, 且在可修改期间内不得基于已要求过修改的事项作出不合格判定。
 6. 第 4 款规定的验收不合格的, 乙方应自费进行修改或重新制作。

第 5 条 (担保责任)

前 1 条第 1 款规定的制作物最终交付后 6 个月内, 发现因可归责于乙方之事由致使制作物不符合合同约定的, 乙方应无偿对制作物进行维修。

第 6 条 (著作权归属)

1. 根据第 4 条第 1 款规定的交付给甲方的制作物的著作权(包括日本国著作权法第 27 条、第 28 条规定的权利) 归属于甲方。
2. 乙方不得对甲方或甲方指定的第三方行使著作人身权, 亦不得对参与本企业形象制作的第三方行使著作人身权。
3. 根据第 1 款的规定, 针对归属于甲方的制作物的著作权, 甲方进行著作权登记时, 乙方应在必要范围内无偿协助甲方办理手续。

第 7 条 (知识产权相关保证)

乙方保证制作物不侵犯第三方作品的著作权或其他权利。但是, 根据甲方提供的资料或甲方的修改或其他指示制作的部分, 不在此限。

第 8 条 (转委托)

1. 乙方有权不经甲方事先同意而将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应使接受转委托的第三方, 承担本合同项下乙方义务同等的义务。

第 9 条 (保密)

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是, 符合以下各项任意一项的信息, 不在此限:

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息;

-
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
 3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
 4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
 5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
 6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 10 条（解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方有权不经催告该对方当事人，立即解除本合同。
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 乙方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的委托费用。
5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 11 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务相关部分对应的委托费用限度内，向对方当事人要求赔偿。

第 12 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务的（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行行的，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 13 条（准据法）

本合同の签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 14 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 15 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则在日本东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙 10 脚本制作委託契約書

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、脚本制作について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、甲が製作する次のアニメーション映画（以下、「本映画」という。）の脚本（以下、「本脚本」という。）の執筆を依頼し、乙はこれを承諾した。

タイトル：●●●●

脚本：乙

監督：●●●●

製作年：●年（予定）

作品尺：120分（予定）

第2条（脚本の納品・検査期限）

1. 乙は甲に対して、本脚本について、それぞれ以下のとおり納品するものとし、甲は、各納品物について、それぞれ以下の期限までに検査を行い、かつ、合理的な範囲で修正を求めることができるものとする。甲が当該期限までに検査結果を通知しない場合、当該成果物は、検査に合格したものとみなす。

(1) プロット

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

(2) 準備稿

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

(3) 決定稿

納品期限：●年●月●日 検査期限：●年●月●日

2. 甲は、前項に規定する検査においては、合理的理由なく不合格とすることができず、また、準備稿についての検査においては、プロットの検査の際に修正を求めることができた事項に基づいて、決定稿についての検査においては、準備稿又はプロットの検査の際に修正を求めることができた事項に基づいて、不合格とすることができないものとする。

第3条（脚本料等）

-
1. 甲が乙に対して支払う、取材・拘束料並びに本脚本執筆及び使用の対価は、●円（税抜）とし、次項の通り4回に分割して支払うものとする。甲は、乙への支払時に中国税務機関に納付する税金を負担するものとする。
 2. 乙は、契約締結から●日以内、及び、甲への各納品とともに請求書を発行し、甲は乙からの請求に基づき、納品日から●日以内（銀行休業日の場合は、その翌日。）に乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振り込みにかかる手数料は甲の負担とする。
 - (1) 契約締結から●日以内：●円（税抜）
 - (2) プロット納品時：●円（税抜）
 - (3) 準備稿納品時：●円（税抜）
 - (4) 決定稿納品時：●円（税抜）

乙の指定銀行口座

銀行名：●●●●銀行

SWIFTコード：●●●●

支店名：●●●●支店

口座番号：●●●●

口座名義人：●●●●

3. 前項に規定する各支払いが遅延した場合、乙は甲に対して、年●%の割合による遅延損害金を遅延日数分請求し、及び／又は、作業を中断することができる。この場合において、前条に規定される各期限は、支払いの遅延日数に応じて延長されるものとする。本規定は、甲による本条第2項の違反を理由とする、乙の第7条第2項に基づく通知催告、解除等を妨げない。

第4条（利用許諾）

1. 本脚本の著作権は乙が有するものとし、甲は、乙に対して前条に規定される対価を全額支払うことにより、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）において、本脚本を利用して、本映画の中国語（簡体字）版を製作し、本映画を劇場公開に利用（本映画のフィルムの複製・頒布、劇場上映及び当該利用に附随する宣伝を含む。）することができる。本映画の利用期間は、甲乙間で別途の規定がない限り、その二次利用も含めて、●年●月●日から●年●月●日までとする。
2. 前項に規定された本映画の製作以外における本脚本の利用、及び本映画の二次利用については、甲乙間で協議の上、別途、締結される契約書の規定によるものとする。

第5条（著作者人格権）

1. 甲は、本脚本を利用して製作した本映画のクレジットタイトルに、脚本家として乙の氏名を表示するものとする。また、甲は、本脚本の本映画への翻案に際して、乙の名誉又は声望を害さないように配慮し、やむを得ないと認められる翻案の範囲を超越すると思われる場合には、乙の許諾を得るものとする。
2. 乙は、本脚本の本映画への利用について、本契約に基づき制作された本脚本の中国語版及び本映画の内容について、いつでも、本脚本の翻案がやむを得ないと認められる範囲を超越していないかを確認することができ、本脚本の翻案がやむを得ないと認められる範囲を超越している場合には、甲に対し意見を述べることができる。甲は、乙の当該意見を尊重しなければならない。

第6条（交通費等）

甲は、取材出張、その他、乙に本脚本執筆及び本映画又は本映画に付随する事業のために旅行を依頼する場合は、次の各号に掲げる交通費、宿泊料、食費等の全ての実費を負担するものとするものとする。

1. 乙の中国と日本との間の国際フライト往復航空券（エコノミークラス）及び現地交通費
2. 乙の宿泊ホテル（四つ星以上のホテル、朝食を含む。）費用
3. 乙の食費
4. 通訳費用
5. 旅行保険
6. その他、本脚本執筆のために現地で要した費用

第7条（契約違反）

1. 甲は、乙が、本契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方に対し、通知催告の上、乙が催告受領後●日以内に是正しない場合には、本契約を解除することができる。この場合、甲は、相手方の違約によって生じた損害の賠償を請求することができる。
2. 乙は、甲が、本契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方に対し、通知催告の上、甲が催告受領後●日以内に是正しない場合には、本契約を解除することができる。この場合、乙は、第3条の規定に基づき受領した対価を返還する必要はなく、相手方の違約によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第8条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任は

負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第9条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第10条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第11条（紛争解決）

この契約に規定する解釈につき疑義が生じた場合、又はこの契約に規定する以外の事情が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。協議により解決できなかった場合には、被告所在地において管轄権を有する裁判所に訴訟を提出し、解決を図るものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各1通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司(以下称“甲方”)与日本国法人●●●●株式会社(以下称“乙方”),就剧本制作之相关事宜,按照如下条款签订本合同(以下称“本合同”)。

第1条(目的)

甲方委托乙方撰写甲方制作的下述动画电影(以下称“本电影”)的剧本(以下称“本剧本”),乙方接受该委托。

片名: ●●●●

剧本: 乙方

导演: ●●●●

制作年份: ●年(预定)

作品时长: 120分(预定)

第2条(剧本的交付与验收期限)

1. 乙方就本剧本,应按下述各项规定向甲方进行交付,甲方应在下述各项期限内对各项交付物进行验收,并有权要求乙方在合理范围内进行修改。甲方未在该等期限内通知验收结果的,视为该等成果物的验收合格。

(1) 情节梗概

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

(2) 准备稿

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

(3) 确定稿

交付期限: ●年●月●日 验收期限: ●年●月●日

2. 甲方按照前款规定进行验收时,未有合理理由不得作出不合格判定;另外,针对准备稿的验收,不得基于验收情节梗概之时已要求过的修改事项作出不合格判定;针对确定稿的验收,不得基于验收准备稿或情节梗概之时已要求过的修改事项作出不合格判定。

第3条(剧本费用)

1. 甲方向乙方支付的资料收集费用或工作小时费、以及撰写与使用本剧本的对价为●日元(不含税),应按下款的规定分4次进行支付。甲方向乙方付款时应承担中国税务机关征收的税金。

2. 乙方应在合同签订后●日内,于向甲方交付各项交付物的同时发出账单,甲方应根据乙方的付款请求,在交付日起●日内(遇银行休息日的,顺延至次日)向乙方指定的银行账户汇款,进行支付。另外,汇款所需手续费由甲方承担。

- (1) 合同签订起●日以内: ●日元(不含税)
- (2) 提交情节梗概之时: ●日元(不含税)
- (3) 提交准备稿之时: ●日元(不含税)
- (4) 提交确定稿之时: ●日元(不含税)

乙方指定银行账户:

银行名称: ●●●●●银行

SWIFT 代码: ●●●●●

分行名称: ●●●●●分行

银行账号: ●●●●●

账户名称: ●●●●●

3. 前一款规定的各项付款迟延的,乙方有权以●%的年利率按支付迟延的天数要求甲方支付滞纳金,并且/或者中断业务。该等情况下,前一条规定的各项期限应按照支付迟延的天数相应顺延。本规定,不妨碍乙方以甲方违反本条第2款的规定为由,根据第7条第2款的规定进行催告通知、解除等。

第4条(使用许可)

1. 本剧本的著作权应归乙方所有,甲方向乙方全额支付前一条规定的对价后,有权在中华人民共和国(不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区)使用本剧本,制作本电影的中文(简体字)版,并将本电影在电影院进行公开使用(包括本电影胶片的复制、发行,在电影院上映以及对该等使用的附带宣传)。本电影的使用期限,甲乙双方未有特别约定的,包括对本电影的二次使用在内,均自●年●月●日开始至●年●月●日为止。
2. 除前一款规定的本电影的制作以外,就本剧本的使用,或对本电影的二次使用,应根据甲乙双方经协商后另行签订的合同执行。

第5条(著作人身权)

1. 甲方应在使用本剧本制作的本电影的演职人员名单中将乙方标记为编剧。此外,甲方将本剧本改编为本电影之时,应注意不得损害乙方的名誉或声望。甲方对本剧本的改编不得超出许可改编范围的,应取得乙方的同意。

-
2. 就将本剧本改编为本电影之使用、按照本合同制作的剧本的中文版，以及本电影的内容，乙方有权随时确认对本剧本的改编是否在不得已的情况下超出被授权范围。对本剧本的改编在不得已的情况下超出被授权范围的，乙方有权向甲方提出意见。甲方必须尊重乙方的该等意见。

第 6 条（交通费等）

甲方委托乙方出差进行资料收集、或其他为本剧本撰写或本电影或本电影附随业务之目的而委托乙方出行的，由甲方承担下述各项规定的交通费、住宿费、餐费等全部实费：

1. 乙方在中国与日本之间的国际航班往返机票（经济舱）与当地交通费；
2. 乙方住宿酒店（不低于四星级，含早餐）的费用；
3. 乙方的餐费；
4. 翻译费用；
5. 出行保险；
6. 其他为创作本剧本在当地需要的费用。

第 7 条（违约）

1. 乙方违反本合同任一条款的，甲方均有权向乙方发出催告通知，乙方收到催告后的●日内未纠正的，甲方有权解除本合同。该等情况下，甲方有权要求乙方就其因乙方违约而遭受的损失进行赔偿。
2. 甲方违反本合同任一条款的，乙方均有权可向甲方发出催告通知，甲方收到催告后的●日内未纠正的，乙方有权解除本合同。该等情况下，乙方无须返还根据第 3 条规定已取得的对价，并有权要求甲方就其因甲方违约而遭受的损失进行赔偿。

第 8 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务的（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 9 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 10 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 11 条（争议解决）

对本合同的解释产生疑义的，或产生本合同规定以外之事项的，应由甲乙双方在协商的基础上，互负诚意予以解决。经协商无法解决的，应向被告所在地具有管辖权的法院提起诉讼，予以解决。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙 11 映像共同製作契約

日本国法人●●●●株式会社（以下、「甲」という。）と中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「乙」という。）は、甲乙共同で映画を製作することについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲及び乙は、以下に定める各条項に従い、次の映画作品（以下、「本映画」という。）の製作について、共同で出資と制作等の業務を行う。

題名：●●●●（仮）

製作者：●●●●（甲）、●●●●（乙）

脚本制作：●●●●

監督：●●●●

上映時間：●分

上映地：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）、日本

撮影開始予定時期：●年●月

上映予定時期：●年●月

．．．．．

第2条（製作予算と出資）

1. 本映画の製作費は●万元とし、その費目は別紙●のとおりとする。本映画の製作費に対する出資比率は、甲が30%（●万元）、乙が70%（●万元）とする。
2. 乙は、本契約の締結後、1 カ月以内に、以下の乙の銀行口座に入金することにより、前項に規定する出資を行わなければならない。出資後、当該銀行口座の残高証明書を甲に提出するものとする。

銀行名：《銀行名を記入》

口座番号：《口座番号を記入》

．．．

3. 甲は、前項の規定に基づき、乙から提出された残高証明書の受領後●営業日（日本国における営業日）内に、前項に規定する乙の銀行口座に出資金を振り込み入金することにより、第1項に規定する出資を行わなければならない。
4. 前2項に規定する、甲及び乙が出資金の入金を行う乙の銀行口座は、乙が開設する本映画専用の銀行口座（以下、「出資金管理口座」という。）であり、出資金管理口座に入金された金員は、本映画の製作費としてのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
5. 乙は、出資金管理口座の出金・入金状況を逐次記録し、支払証明書、必要な設備・機械等の購入にかかる発票、領収書その他の関連書類を全て保管しなければならない。甲は、出資金管理口座の管理状況について、いつでも乙に対し説明を求めることができ、乙は甲の係る要請に応じて、関連書類を開示して管理状況を説明しなければならない。
6. 甲及び乙は、別紙●に規定する各製作予算費目の範囲内で本映画を製作しなければならない。甲及び乙は、やむを得ない理由により製作予算を増加しようとする場合には、予算超過が見込まれた時点で速やかに相手方に書面による通知を行い、相手方の承諾を得なければならない。予算の増加分については、甲及び乙が、第1項に規定する出資比率に応じて共同で出資を行うものとする。ただし、増加対象とする予算の費目が、次条に規定する乙の製作業務である場合には、甲の増加分の出資額は、●元を上限とする。
7. 甲及び乙は、第1項に規定する出資金の一部を第三者と分担しようとするときは、予め相手方の書面による承諾を得なければならない。
8. 本映画のマスターデータ完成時点で、本条第3項及び第4項の規定に基づき出資された本映画の製作費に剰余が生じた場合、剰余金は、甲乙が別途締結する本映画の配給契約に規定される費用として利用するものとし、当該費用の出資比率は、第1項に規定する出資比率と同一とする。

第3条（制作業務）

1. 甲及び乙は、別紙●の制作スケジュールに従い、それぞれ担当業務を遂行する。
2. 甲及び乙は、制作業務のために必要な費用は、全て出資金管理口座にて管理される出資金から支出するものとする。
3. 甲及び乙は、毎月の本映画の制作状況と予算の消化状況について、翌月10日までに、相手方に報告しなければならない。甲の制作業務又は本映画の制作に関する乙との会議のために、甲の立替金が発生した場合、甲はその証憑をあわせて乙に提出し、乙は、甲の要請に基づき、出資金管理口座から甲への払い戻しを行うものとする。
4. 甲及び乙は、自己が担当する本映画の制作業務の一部又は全部について、第三者に委託しようとする場合、予め、相手方当事者に対して、当該第三者に関する情報及び当該第三者との間の業務委託に係る契約書を提供し、相手方の書面による承諾を得た内容にて、当該第三者と契約を締結しなければならない。
5. 甲及び乙は、前項の規定に基づき、本映画の制作業務の一部又は全部を第三者に委託した場合、当該第三者との契約上の債務の履行や契約上の紛争について、一切の責任

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

を負い、これを解決するとともに、当該第三者の行為について、相手方当事者に対し、一切の責任を負うものとする。

6. 本映画の監督、カメラマン等の制作スタッフ及び出演者について、日本国内での撮影については甲が、中国国内での撮影については乙が、それぞれ、本映画の製作予算にて、保険をかけなければならない。
7. 甲及び乙は、別紙●において、甲又は乙のいずれかの担当とされている制作業務について、相互に、本映画又はその途中制作物の内容や制作の方向性について、意見を述べることができ、相手方は、製作予算及び制作スケジュール上、合理的な範囲内で当該意見に基づき、内容等の修正を行うものとする。

第4条（申請手続等）

1. 乙は、別紙●のスケジュールにしたがって完成させた脚本並びに国家電影局及びその関連部門（以下、「国家電影局等」という。）への企画申請時に提出する全ての書面について、予め甲に提出し、甲の承認を得た上で、企画申請を行わなければならない。国家電影局等への企画申請は、甲の承認から●営業日（中華人民共和国における営業日）以内に行うものとし、乙はその結果について速やかに甲に報告しなければならない。
2. 乙は、別紙●のスケジュールにしたがって完成させた、本映画のポストプロダクション完了後のマスターデータについて、予め甲の承認を得た上で、国家電影局等への内容審査の申請を行わなければならない。国家電影局等への内容審査の申請は、甲の承認から●営業日（中華人民共和国における営業日）以内に行うものとし、乙はその結果について速やかに甲に報告しなければならない。本映画の内容等について、国家電影局等が意見を提示した場合、乙は速やかに甲に報告し、甲乙双方で当該意見に対する対応を協議しなければならない。

第5条（権利の帰属）

1. 本映画の著作権は、第●条第1項に規定する出資比率に応じて、甲乙の共有に属するものとする。本映画の脚本その他一切の途中制作物の著作権も同様とする。
2. 本映画の配給権、上映権及び二次利用権（本映画の劇場公開を一次利用とした場合において、本映画作品をそれ以外に利用する一切の権利を言い、インターネット配信権、ビデオグラム化権、商品化権等を含まれるが、これらに限られない。）については、乙が中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）において行使し、甲が日本において行使するものとする。その他の地域におけるこれらの権利の行使については、甲乙で別途協議する。
3. 甲は、本映画について、日本語字幕の付加、日本語吹き替え、その他、本映画を日本国内で上映又は二次利用（本映画の劇場公開を一次利用とした場合において、本映画作品をそれ以外に利用する一切の権利をいい、インターネット配信権、ビデオグラム化権等を含まれるが、これらに限られない。）するために、本映画を編集することができる。

-
4. 甲及び乙は、第2項に規定する権利の行使を第三者に許諾又は委託する場合、事前に相手方の書面による承諾を得なければならない。
 5. 本映画又はその制作過程における制作物の全部又は一部（以下、本項において「本映画等」という。）について、日本において第三者による著作権侵害が発生した場合には、甲がその費用をもって対応し、乙がこれに協力するものとし、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）において第三者による著作権侵害が発生した場合には、乙がその費用をもって対応し、甲がこれに協力するものとする。それ以外の国又は地域で本映画等の著作権侵害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応に当たるものとする。

第6条（権利処理）

1. 甲及び乙は、本映画の創作に参加し、又は、本映画に利用されるあらゆる著作物の著作権、実演家・出演者の権利、及びレコード製作者の権利、肖像権等を処理し、本映画の中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）及び日本における上映その他の利用に支障をきたすことがないようにしなければならない。
2. 甲及び乙は、本映画のいかなる制作過程においても、第三者の著作権その他の権利を一切侵害しないことを保証する。
3. 甲及び乙は、本映画に関して、第1項に規定する権利の帰属等をめぐる紛争又は前項に規定する権利侵害をめぐる紛争等が生じた場合には、当該権利の発生に関わる制作業務を担当したいずれかの当事者が、その費用と責任においてこれを解決し、他方当事者に一切迷惑をかけないものとする。甲及び乙の双方が当該権利の発生に同等に関与した場合には、甲乙の協議により、対応を決定する。
4. 前項に規定する紛争等の解決費用は、甲乙の協議により両者が合意した場合を除き、製作予算から支出することができない。

第7条（収益の分配）

1. 本映画に係る収益の分配については、以下の（1）から、（2）ないし●を控除した金額を分配対象金とし、分配対象金は、甲：乙＝3：7の割合で甲乙間で分配するものとする。
 - （1）本映画の上映その他の商業的利用に関して受領した金額
 - （2）本映画の製作費以外の費用
 - （3）税金等公的機関に支払った費用
2. 甲及び乙は、第2条第7項の規定に基づき第三者と出資を分担した場合、又は、第3条第4項の規定に基づき第三者に制作業務を委託した場合、分担又は委託を行った当事者が受領した分配金から、当該第三者に対して収益を分配するものとし、出資者

数及び受託者数によらず、分配対象金の分配比は、甲：乙＝3：7を維持するものとする。

3. 本映画の分配対象金は、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む。）における上映その他の利用と、日本における上映その他の利用に分けて、それぞれ、上映初日から●カ月ごとに、その末日を締め日として計算する。甲及び乙は、締め日の●営業日以内に、分配対象金の算定にかかる報告書を作成し、相手方の承認後●営業日以内に、相手方の指定口座に分配金を振り込み送金するものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第9条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

-
5. 第1項又は第2項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、乙は、第2条の規定に基づき支払われた甲の出資金全額を返還しなければならない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

第11条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第12条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第13条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第14条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各1通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就甲乙双方共同制作电影之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（合同目的）

就下述电影作品（以下称“本电影”）的制作事宜，甲乙双方根据以下各条款的规定共同进行出资与制作等业务。

电影名：●●●●（暂定）

制片人：●●●●（甲方）、●●●●（乙方）

剧本制作：●●●●

导演：●●●●

上映时间：●分

上映地点：中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）、日本

预定开拍日：●年●月

预定上映日：●年●月

.....

第2条（制作预算与投资）

1. 本电影的制作费为●万元人民币，各经费项目如附件●所示。甲乙双方对本电影制作费的出资比例为，甲方 30%（出资●万元人民币），乙方 70%（出资●万元人民币）。
2. 乙方须于本合同签订后 1 个月内，向下述乙方银行账户汇款，按照前一款的规定进行出资。出资后，乙方应向甲方提交该银行账户的余额证明。

银行名称：【填入银行名称】

银行账号：【填入银行账号】

.....

-
3. 甲方须在收到乙方按照前款规定提交的余额证明后●个工作日（日本国的工作日）内，根据第1款的规定进行出资，将出资款汇入前一款规定的乙方银行账户。
 4. 前两款规定的接收甲方及乙方出资款的乙方银行账户，是乙方开设的本电影专属银行账户（以下称“出资款管理账户”）。汇至出资款管理账户的资金，仅作为本电影制作费使用，不得用作其他目的。
 5. 乙方应对出资款管理账户的资金支出、收入情况进行逐次记录，并保管所有支付证明、购买必要设施与器械等的发票、收据及其他有关资料。甲方可于任何时刻要求乙方对出资款管理账户的管理情况进行说明。乙方应按照甲方要求，向甲方公开相关资料并对管理情况进行说明。
 6. 甲方或乙方均须在附件●规定的各制作预算经费项目范围内进行本电影的制作。甲方或乙方不得不增加制作预算的，均须在预见超过预算之时及时书面通知对方当事人，并且取得对方当事人的同意。增加的预算金额，应由甲方与乙方根据第1款规定的出资比例共同出资。但是，增加预算的经费项目为下一条规定的乙方的制作业务的，甲方增加出资款的上限为●元。
 7. 甲方或乙方有意与第三人分担第1款规定的出资款的，应事先取得对方当事人的书面同意。
 8. 本电影母片完成之时，根据本条第3款及第4款规定出资的本电影制作费尚有剩余的，该剩余资金应作为甲乙双方另行签订的本电影发行合同中规定的费用。该等费用的出资比例应与第1款规定的出资比例相同。

第3条（制作业务）

1. 甲方与乙方均应根据附件●规定的制作日程，开展各自负责的业务。
2. 甲方或乙方均应从出资款管理账户管理的出资款中支出制作业务的所需费用。
3. 就每个月本电影的制作情况与预算消化情况，甲方与乙方均应在次月10号之前向对方当事人汇报。因甲方的制作业务或与乙方召开有关本电影制作的会议，甲方产生垫付款的，甲方应将支付凭证一并提交给乙方，乙方应根据甲方的请求，从出资款管理账户中向甲方支付该等费用。
4. 甲方或乙方有意将其负责的本电影制作业务的部分或全部委托第三方的，须事先向对方当事人提供该第三方的相关信息以及与该第三方的相关业务委托合同，并在对方书面同意的内容以内，与该第三方签订合同。
5. 甲方或乙方根据前一款规定，将本电影制作业务的部分或全部委托给第三方的，对于与该第三方签订的合同项下的债务履行或合同项下的争议，该方应承担一切责任予以解决，同时就该第三方的行为，向对方当事人承担一切责任。
6. 针对本电影的导演、摄影师等制作人员以及表演人员的保险事宜，在日本国境内进行拍摄的，须由甲方以本电影的制作预算进行投保，在中国境内进行拍摄的，须由乙方以本电影的制作预算进行投保。

-
7. 对于附件●规定的甲方或乙方任何一方负责的制作业务,甲乙双方有权就本电影或本电影制作过程中产生的制作物的内容或制作方向事宜互相提出意见,对方当事人应根据制作预算以及制作日程,在合理范围内按照该等意见对内容等进行修改。

第4条(申请手续等)

1. 乙方须将按照附件●规定日程完成的剧本、以及向国家电影局及其相关部门(以下称“国家电影局等”)立项申请时应提交的所有书面文件,事先提交给甲方,并于取得甲方同意后,进行立项申请。乙方应在取得甲方同意后●工作日(中华人民共和国的工作日)内向国家电影局等提交立项申请,乙方必须及时向甲方报告申请结果。
2. 就根据附件●规定的日程完成的,且于本电影后期制作结束后得到的母片,乙方必须先取得甲方同意后,再向国家电影局等申请内容审查。向国家电影局等提交的内容审查申请,应在取得甲方同意后●工作日(中华人民共和国的工作日)内进行,乙方必须及时向甲方报告申请结果。国家电影局等针对本电影的内容等提出意见的,乙方须及时向甲方报告,甲乙双方须就如何应对该等意见进行协商。

第5条(权利归属)

1. 甲乙双方根据第●条第1款规定的出资比例共同享有本电影的著作权。本电影的剧本或其他制作过程中产生的一切制作物的著作权亦同。
2. 对于本电影的发行权、上映权以及二次使用权(指除将本电影在电影院进行公映的一次使用以外,使用本电影作品的所有权利,包括但不限于网络播放的权利、录像化的权利、商品化的权利等),由乙方在中华人民共和国境内(此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区)行使,由甲方在日本国境内行使。在该等权利在其他地区的行使事宜,由甲乙双方另行协商确定。
3. 为对本电影附加日语字幕、进行日语配音以及其他为在日本境内上映或进行二次使用(指除将本电影在电影院进行公映的一次使用以外,使用本电影作品的所有权利,包括但不限于网络播放的权利、录像化的权利等)之目的,甲方有权对本电影进行编辑。
4. 甲方或乙方许可或委托第三方行使第2款规定的权利的,必须取得对方当事人的事先书面同意。
5. 第三方侵害本电影或其制作过程中产生的制作物的全部或部分(以下、本款称“本电影等”)的著作权的情况下,著作权侵害发生在日本国境内的,应由甲方自负费用进行应对,乙方予以协助;著作权侵害发生在中华人民共和国境内(此处香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区除外)的,应由乙方自负费用进行应对,甲方予以协助;侵害发生在其他国家或地区的,应由甲方双方在协商的基础上进行应对。

第6条(权利处理)

1. 甲方或乙方参加本电影的创作,或者对用于本电影的一切作品的著作权、表演者或演出者的权利、录音录像制作者的权利、肖像权等进行权利处理之时,均不得妨碍本电影在

中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）或日本国的上映或其他使用。

2. 甲方或乙方均应保证在本电影的任何制作过程中均不侵犯第三方著作权或其他权利。
3. 甲乙双方围绕第 1 款规定的本电影的权利归属等或前一款规定的权利侵害发生争议等的，应由负责产生该等权利之相关制作业务的一方当事人，自负费用与责任予以解决，不得给其他方当事人带来任何麻烦。对该等权利的产生，甲乙双方的参与程度相当的，由甲乙双方协商确定如何解决争议。
4. 除甲乙双方协商达成一致外，前一款规定的解决争议等的费用不得从制作预算中支出。

第 7 条（收益分配）

1. 分配本电影相关收益时，应将自下述（1）中扣除（2）至●后的剩余金额作为可分配款项，可分配款项应按甲：乙=3：7 的比例，在甲乙双方间进行分配。

- (1) 本电影上映以及其他商业使用中收取的金额；
- (2) 本电影制作费以外的费用；
- (3) 向税务局等官方机构支付的费用；

．．．

2. 甲方或乙方，根据第 2 条第 7 款的规定与第三方分担出资的，或根据第 3 条第 4 款的规定将制作业务委托给第三方的，进行出资分担或业务委托的当事人应在取得的分配款中，向该等第三方分配收益，不论出资方或受托方的数量如何，可分配款项应维持甲：乙=3：7 的比例。
3. 针对本电影的可分配款项，应区分在中华人民共和国（此处包括香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）境内的上映及其他使用，与在日本国境内的上映及其他使用，并分别以上映首日后每●个月为计算周期，以该计算周期最后一日为截止日进行计算。甲乙双方，均应在该截止日后的●个工作日内，制作可分配款项的计算相关的报告书，并于取得对方当事人同意后的●个工作日内，将该等分配款汇入对方指定的银行账户。

第 8 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；

6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第9条（解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在15个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方有权在向该违约方发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下列情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方有权不经催告该对方当事人，立即解除本合同。
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。
5. 甲方根据第1款或第2款的规定解除本合同的，乙方必须返还甲方根据第2条规定支付的全部出资。

第10条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，向对方当事人要求赔偿。

第11条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第12条（适用法律）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第13条（语言）

本合同以日文制成。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 14 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会，根据其商事仲裁规则在日本东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙 12 イベント出演契約

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、乙所属タレントである●●●●（以下、「丙」という。）の甲主催のイベント（以下、「本イベント」という。）への出演に関して、以下の通りイベント出演契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託内容）

1. 本イベントの概要は以下[及び別紙企画書]の通りである。下記内容に変更が生じる可能性がある場合、甲は乙に直ちに報告し、その承認を得るものとする。

イベント名称

開催日時：

場所：

内容：

出演者：

2. 甲は乙に対し、丙に本イベントへ出演させる業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（支払い）

1. 甲は本契約に基づく丙の本イベント出演報酬として、金●●円（税込）を乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 前項の支払は、以下の期日で行われるものとする。
 - (1) 第1回：本契約締結後●●営業日以内に、金●●円。
 - (2) 第2回：本イベント終了後●●営業日以内に、金●●円。ただし、本イベントの実行の有無にかかわらず、●●年●●月●●日までに支払いがなされるものとする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は甲が納付し、かつ、納付証明を速やかに乙に提出するものとする。
4. 本条の支払いが期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、甲は、遅延の対象となる金額の0.1%を、乙に対し違約金として支払う。
5. 別紙記載の本イベントの実施に関する一切の費用（丙の交通費、旅費、会場の使用料や機材費、設備費、制作費等を含まれるが、これらに限られない。）は、甲が全て負担する。

6. 乙の指定口座は以下の通りとする。

口座名義：●●●●

口座開設銀行：●●●●

支店名：●●●●

銀行口座番号：●●●●

銀行住所：●●●●

第3条（興行許可及びビザ）

1. 甲は、本イベントが本契約に定めた内容で実施できるよう、遅くとも●までに、本イベント興行に関して必要となる興行許可等関連する許認可（以下、「本件興行許認可等」という。）を全て、自己の責任及び費用の負担において、取得するものとする。
2. 本件興行許認可等取得に際して、乙は合理的に必要な協力を行うものとする。
3. 甲は、乙が本件業務を履行するために必要とされる丙及び関連スタッフのビザ取得に協力しなければならない（乙による本件興行許認可の提出等を含まれるが、これらに限らない。）。甲が当該協力義務を履行しない、又は履行を怠った場合、乙は本件業務の実施を拒否する権利を有し、かつ、甲に対していかなる違約責任を負う必要もない。

第4条（権利の帰属・利用許諾）

1. 丙の本イベントへの出演に伴い発生する著作権・著作隣接権並びに丙の肖像（写真、映像、電磁的記録を含む。）、氏名、芸名、略称、愛称、呼称、筆名、グループ名に関する権利（以下、総称して「本件著作権等」という。）は乙又は丙に帰属する。
2. 乙は甲に対し、本イベントを開催運営することを目的とし、本イベントの運営、宣伝、開催準備に必要な範囲で、乙が確認、承諾した内容において、本件著作権等の使用を非独占的に許諾する。甲が本件著作権等を本件業務遂行上必要な範囲内で利用することに関連して、乙は自ら著作者人格権その他の人格的権利を行使せず、また丙に行使させないものとする。

第5条（物販）

1. 甲は本イベントの会場に、丙に関する商品（以下「本商品」という。）の販売（以下、「物販」という。）を行うスペースを確保し、乙の要求により物販を行うスタッフを無料で提供するものとする。
2. 乙は、甲に対し、本商品に関する情報（リスト、販売価格、本イベント会場への到着予定日等。）を事前に通知するものとする。
3. 乙は物販の売上のうち●%を販売手数料として甲に支払うものとする。

第6条（宣伝）

1. 本イベントの宣伝は甲が担当する。
2. 本イベントのメディアへの露出、宣伝に使用する素材は乙が甲に提供した、又は乙が甲に許諾した素材のみを利用するものとする。
3. 本イベントのポスター製作に伴うデザイン等は、必ず甲が乙に対し確認を行い、乙が事前に承認したもののみ頒布可能とする。
4. 本イベントにおける宣伝活動に関する実施方法とスケジュールは、出演者の本イベント出演に影響を及ぼさないよう、甲は乙に詳細を提出し、事前に相談する。

第7条（チケット）

1. 本イベントのチケット制作（印刷含む。）及びチケット販売に関しては、甲が責任をもって行うものとする。
2. 本イベントのチケット販売売上に課せられた税金の支払いについては、甲の負担とする。
3. 本イベントの情報解禁日及びチケット販売開始日については、乙の事前承諾を得た上で、甲がこれを定めるものとする。

第8条（甲の義務）

1. 甲は本契約にしたがって乙に報酬を支払い、且つ本イベントの催行、宣伝、配信などに関わる事項について責任を持つ。
2. 甲は、丙のプライバシーを尊重する。甲は、全ての合理的な措置を取って丙のプライバシーに関わる情報を保護し、乙及び丙から事前に書面の同意を得た場合を除き、いかなる第三者に対しても、丙のプライバシーに関わる情報を開示してはならない。
3. 甲は、乙又は丙に不利益を与えるような言論を公表又は配布してはならない。
4. 甲は、本イベントの準備及び実行の過程において、乙丙に危害が生じないように、法令を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって安全管理を行う。
5. 甲が本契約に基づき、丙の氏名、肖像又は関連情報を使用する場合、丙のイメージ及び名誉を尊重かつ維持しなければならず、これに悪い影響を与えてはならない。
6. . . .

第9条（乙の義務）

1. 乙は、本契約を履行する前提として、丙から必要十分な授權を取得することを保証する

-
2. 乙は、丙のスケジュールについて責任を持つ。丙が、本契約第1条に規定される内容を履行し、時間通り現場に到着し、甲の現場における本イベントの進行、撮影等関連作業に対して協力し、遅刻や早退することがないことを確保する。
 3. 乙は、本イベントにて丙の提供する実演、演出、言論等が、適用法令を遵守し、公序良俗に反せず、いかなる第三者の合法的な権益も侵害しないことを保証する。
 4. 乙は、本イベントの終了までの間、丙が、社会的に良好なイメージを遵守し、麻薬、賭博、酒気帯び運転等犯罪を行わず、且つこれらに関与しないことを保証する。
 5. . . .

第10条（授権証）

乙は、本イベント開催に必要な授権証を甲に対して発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。本イベントの終了後、甲は速やかに乙に授権証を返還しなければならない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、本件業務の報酬の限度内で賠償を請求することができる。

第12条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第13条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報

6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第14条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第15条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第16条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第17条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 18 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 19 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 20 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就乙方艺人●●●●（以下称“丙方”）参加甲方主办的活动（以下称“本活动”）之相关事宜，按照如下条款，签订本活动演出合同（以下称“本合同”）。

第1条（委托内容）

1. 本活动的概要如下述内容（及附件计划书）所示。下述内容可能发生变更的，甲方应立即向乙方进行报告并取得乙方的同意。

活动名称：

举办时间：

地点：

内容：

演出人员：

2. 甲方将邀请丙方参加本活动之业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

第2条（付款）

1. 甲方应按照本合同规定，将丙方参加本活动的演出报酬，金额为●日元（含税），汇款至乙方指定的银行账户以进行支付。汇款手续费由甲方承担。
2. 前一款规定的汇款，应按照下述日期进行。
 - (1) 第1次：本合同签订后●个工作日内，金额为●日元；
 - (2) 第2次：本活动结束后●个工作日内，金额为●日元。但是，无论本活动是否实际举办，甲方均应于●年●月●日之前进行汇款。
3. 甲方应缴纳在中华人民共和国内征收的税金，并及时向乙方提交完税证明。
4. 本条规定的款项未按期支付的，每延迟1天，甲方应按照延迟支付金额的0.1%，向乙方支付违约金。
5. 附件规定的与举办本活动相关的一切费用（包括但不限于丙方的交通费、差旅费、场地使用费及器材费、设备费、制作费等）全部由甲方承担。
6. 乙方指定的银行账户如下：

账户名称：●●●●

开户银行：●●●●

分行名称：●●●●

银行账号：●●●●

银行地址：●●●●

第3条（举办许可与签证）

1. 为使本活动能够按照本合同规定的内容举办，甲方最晚应于●之前，自负全部责任与费用，取得为举办本活动所需的举办许可等全部相关许可（以下称“本举办许可等”）。
2. 乙方应在合理范围内对本举办许可等的取得给予必要的协助。
3. 甲方须协助乙方为丙方以及相关工作人员取得实施本业务所需的签证（包括但不限于向乙方提供本举办许可等）。甲方未履行或怠于履行该协助义务的，乙方有权拒绝实施本业务，且无需向甲方承担任何违约责任。

第4条（权利归属与使用许可）

1. 丙方因参加本活动而产生的著作权、著作邻接权以及丙方的肖像（包括照片、视频、电磁记录）、姓名、艺名、简称、昵称、称呼、笔名、组合名称相关的权利（以下统称“本著作权等”），归属于乙方或丙方。
2. 乙方非独占性地许可甲方为举办与运营本活动之目的，在本活动的运营、宣传、举办准备的必要范围内，于经乙方确认并同意之处使用本著作权等。就甲方为完成本业务在必要范围内对本著作权等的使用，乙方不得自行行使著作人身权或其他人身权利，亦不得让丙方行使。

第5条（商品销售）

1. 甲方应确保在本活动的举办会场为丙方相关商品（以下称“本商品”）的销售（以下称“商品销售”）提供销售场地，并应根据乙方的要求免费配备商品销售人员。
2. 乙方应事先将本商品的相关信息（清单、销售价格、预计送达本活动会场的日期等）通知给甲方。
3. 乙方将商品销售的销售额的●%作为销售手续费支付给甲方。

第6条（宣传）

1. 本活动的宣传由甲方负责。
2. 本活动的媒体曝光、宣传仅可使用乙方向甲方提供的或乙方同意甲方使用的素材。

-
3. 就本活动的海报制作相关的设计等，甲方必须向乙方进行确认，非经乙方事先同意不得发布。
 4. 就本活动的宣传活动相关的实施方法和日程，甲方应将其详细内容提交给乙方，并与乙方进行事先协商，避免影响演出人员参加本活动。

第7条（门票）

1. 本活动的门票制作（包括印刷）及门票销售相关事宜，均由甲方负责实施。
2. 本活动的门票销售所产生的税金由甲方承担、支付。
3. 本活动的信息发布日及门票销售开始日，由甲方取得乙方事先同意后予以确定。

第8条（甲方义务）

1. 甲方根据本合同向乙方支付报酬，并对本活动的举办、宣传、播放等相关事项负责。
2. 甲方尊重丙方的隐私。甲方应采取一切合理的措施保护丙方的个人隐私，除事先取得乙方及丙方的书面同意以外，不得向任何第三方披露丙方的个人隐私。
3. 甲方不得发表或发布对乙方或丙方不利的言论。
4. 甲方在本活动的准备和实施过程中，应在遵守法律法规的同时，尽善良管理人之注意义务进行安全管理，避免对乙方或丙方造成危害。
5. 甲方根据本合同使用丙方的姓名、肖像或相关信息时的，必须尊重并维护丙方的形象和名誉，不得对丙方造成不良影响。
6. ……

第9条（乙方义务）

1. 作为履行本合同的前提，乙方保证自丙方处取得必要充分的授权。
2. 乙方对丙方的日程负责。丙方应履行本合同第1条规定的内容，按时到达现场，协助甲方在现场进行本活动的举办、录制等相关事项，并确保不迟到早退。
3. 乙方保证在本活动中丙方提供的现场表演、演出、言论等遵守法律法规，不违背公序良俗，不侵害任何第三方的合法权益。
4. 乙方保证截止至本活动结束之前的期限内，丙方保持良好的社会形象，不从事或参与吸毒、赌博、酒后驾驶等犯罪行为。
5. ……

第10条（授权书）

乙方向甲方出具举办本活动所需的授权书。授权书记载的事项与本合同的内容相矛盾的，应按照本合同的内容进行解释。本活动结束后，甲方应立即将授权书返还给乙方。

第 11 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务报酬的限度内，要求对方当事人予以赔偿。

第 12 条（转委托）

1. 乙方有权不经甲方事先同意，将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应让接受转委托的第三方，承担本合同项下与乙方义务同等的义务。

第 13 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 14 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 根据前两款的规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 15 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 16 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 17 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方当事人的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 18 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 19 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申

请人的，应由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则，在日本国东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

第 20 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

別紙 13 番組出演契約

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、乙所属タレントである●●●●（以下、「丙」という。）の甲制作の番組（以下、「本番組」という。）への出演に関して、以下の通り番組出演契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託内容）

1. 本番組の概要は以下[及び別紙企画書]の通りである。下記内容に変更が生じる可能性がある場合、甲は乙に直ちに報告し、その承認を得るものとする。

■番組内容

タイトル：

放送予定期間：

放送時間：

出演者：

監督：

スタッフ：

■撮影スケジュール

撮影参加期間：

撮影場所：

2. 甲は乙に対し、丙に本番組へ出演させる業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（支払い）

1. 甲は本契約に基づく丙の本番組出演報酬として、金●●円（税込）を乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 前項の支払は、以下の期日で行われるものとする。
 - (1) 第1回：本契約締結後●●営業日以内に、金●●円
 - (2) 第2回：本番組放送終了後●●営業日以内に、金●●円。ただし、本番組の放送の有無にかかわらず、●●年●●月●●日までに支払いがなされるものとする。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

-
3. 中華人民共和国において賦課された税金は甲が納付し、かつ、納付証明を速やかに乙に提出するものとする。
 4. 本条の支払いが期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、甲は、遅延の対象となる金額の0.1%を、乙に対し違約金として支払う。
 5. 別紙記載の本番組に関する一切の費用（丙の交通費、旅費、施設の使用料や機材費、設備費、制作費等を含まれるが、これらに限られない。）は、甲が全て負担する。
 6. 乙の指定口座は以下の通りとする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

第3条（放送許可及びビザ）

1. 甲は、本番組が本契約に定めた内容で放送できるよう、遅くとも●までに、本番組放送に関して必要となる放送許可等関連する許認可（以下、「本件放送許認可等」という。）を全て、自己の責任及び費用の負担において、取得するものとする。
2. 本件放送許認可等取得に際して、乙は合理的に必要な協力を行うものとする。
3. 甲は、乙が本件業務を履行するために必要とされる丙及び関連スタッフのビザ取得に協力しなければならない（乙による本件放送許認可の提出等を含まれるが、これらに限らない。）。甲が当該協力義務を履行しない、又は履行を怠った場合、乙は本件業務の実施を拒否する権利を有し、かつ、甲に対していかなる違約責任を負う必要もない。

第4条（権利の帰属・利用許諾）

1. 丙の本番組への出演に伴い発生する番組動画（合計●話）の著作権・著作隣接権は甲に帰属するものとし、それ以外の動画、写真等の制作物の著作権・著作隣接権並びに丙の肖像（写真、映像、電磁的記録を含む。）、氏名、芸名、略称、愛称、呼称、筆名、グループ名（以下、総称して「氏名等」という。）に関する権利は乙又は丙に帰属する。
2. 前項の乙又は丙に権利帰属する制作物、丙の肖像、氏名等について、事前に乙の書面による承諾を得たうえ、甲は本番組宣伝の目的のために使用することができる。

第5条（宣伝）

-
1. 本番組の宣伝は甲が担当する。
 2. 本番組のメディアへの露出、宣伝に使用する素材は乙が甲に提供した、又は乙が甲に許諾した素材のみを利用するものとする。
 3. 本番組のポスター製作に伴うデザイン等は、必ず甲が乙に対し確認を行い、乙が事前に承認したもののみ頒布可能とする。
 4. 本番組における宣伝活動に関する実施方法とスケジュールは、出演者の本番組出演に影響を及ぼさないよう、甲は乙に詳細を提出し、事前に相談する。

第6条（甲の義務）

1. 甲は本契約にしたがって乙に報酬を支払い、且つ本番組の放送、宣伝、配信などに関わる事項について責任を持つ。
2. 甲は、丙のプライバシーを尊重する。甲は、全ての合理的な措置を取って丙のプライバシーに関わる情報を保護し、乙及び丙から事前に書面の同意を得た場合を除き、いかなる第三者に対しても、丙のプライバシーに関わる情報を開示してはならない。
3. 甲は、乙又は丙に不利益を与えるような言論を発表又は配布してはならない。
4. 甲は、本番組の準備及び放送の過程において、乙丙に危害が生じないように、法令を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって安全管理を行う。
5. 甲が本契約に基づき、丙の氏名、肖像又は関連情報を使用する場合、丙のイメージ及び名誉を尊重かつ維持しなければならず、これに悪い影響を与えてはならない。
6. . . .

第7条（乙の義務）

1. 乙は、本契約を履行する前提として、丙から必要十分な授權を取得することを保証する
2. 乙は、丙のスケジュールについて責任を持つ。丙が、本契約第1条に規定される内容を履行し、時間通り現場に到着し、甲の現場における本番組の進行、撮影等関連作業に対して協力し、遅刻や早退することがないことを確保する。
3. 乙は、本番組にて丙の提供する実演、演出、言論等が、適用法令を遵守し、公序良俗に反せず、いかなる第三者の合法的な権益も侵害しないことを保証する。
4. 乙は、本番組放送予定期間において、丙が、社会的に良好なイメージを遵守し、麻薬、賭博、酒気帯び運転等犯罪を行わず、且つこれらに関与しないことを保証する。
5. . . .

第8条（授權証）

乙は、本番組放送に必要な授権証を甲に対して発行する。授権証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。本番組放送予定期間の満了後、甲は速やかに乙に授権証を返還しなければならない。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、本件業務の報酬の限度内で賠償を請求することができる。

第10条（再委託）

1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第12条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合

-
- (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
- (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第 13 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 14 条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 15 条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 16 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 17 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 18 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就乙方艺人●●●●（以下称“丙方”）参加甲方制作的节目（以下称“本节目”）之相关事宜，按照如下条款，签订本节目演出合同（以下称“本合同”）。

第1条（委托内容）

1. 本节目的概要如下述内容（及附件计划书）所示。下述内容可能发生变更的，甲方应立即向乙方进行报告并取得乙方的同意。

■节目内容

名称：

预定播放期间：

播放时间：

演出人员：

导演：

工作人员：

■录制日程

参加录制期间：

录制地点：

2. 甲方将邀请丙方参加本节目录制之业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

第2条（付款）

1. 甲方应按照本合同规定，将丙方参加本节目录制的报酬，金额为●日元（含税），汇款至乙方指定的银行账户以进行支付。汇款手续费由甲方承担。
2. 前一款规定的汇款，应按照下述日期进行。
 - (1) 第1次：本合同签订后●个工作日内，金额为●日元；
 - (2) 第2次：本节目播放结束后●个工作日内，金额为●日元。但是，无论本节目是否实际播放，甲方均应于●年●月●日之前进行汇款。

※ 本PDFはあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

-
3. 甲方应缴纳在中华人民共和国内征收的税金，并及时向乙方提交完税证明。
 4. 本条规定的款项未按期支付的，每延迟 1 天，甲方应按照延迟支付金额的 0.1%，向乙方支付违约金。
 5. 附件规定的与本节目相关的一切费用（包括但不限于丙方的交通费、差旅费、场地使用费及器材费、设备费、制作费等）全部由甲方承担。
 6. 乙方指定的银行账户如下：

账户名称：●●●●●

开户银行：●●●●●

分行名称：●●●●●

银行账号：●●●●●

银行地址：●●●●●

第 3 条（播放许可与签证）

1. 为使本节目能够按照本合同规定的内容进行播放，甲方最晚应于●之前，自负全部责任与费用，取得播放本节目所需的播放许可等全部相关许可（以下称“本播放许可等”）。
2. 乙方应在合理范围内对本播放许可等的取得给予必要的协助。
3. 甲方必须协助乙方为丙方以及相关工作人员取得实施本业务所需的签证（包括但不限于向乙方提供本播放许可等）。甲方未履行或怠于履行该协助义务的，乙方有权拒绝实施本业务，且无需向甲方承担任何违约责任。

第 4 条（权利归属与使用许可）

1. 丙方参加本节目录制所形成的节目视频（共●集）的著作权、著作邻接权归甲方所有，除此以外的视频、照片等制作物的著作权、著作邻接权以及丙方的肖像（包括照片、影像、电磁记录）、姓名、艺名、简称、爱称、称呼、笔名、组合名称（以下统称“姓名等”）相关的权利归属于乙方或丙方。
2. 就前一款规定的权利归属于乙方或丙方的制作物、丙方的肖像、姓名等，甲方在取得乙方书面同意后，可以为宣传本节目之目的而进行使用。

第 5 条（宣传）

1. 本节目的宣传由甲方负责。
2. 本节目的媒体曝光、宣传仅可使用乙方向甲方提供的或乙方同意甲方使用的素材。

-
3. 就本节目的海报制作相关的设计等，甲方必须向乙方进行确认，非经乙方事先同意不得发布。
 4. 就本节目的宣传活动相关的实施方法和日程，甲方应将其详细内容提交给乙方，并与乙方进行事先协商，避免影响演出人员参加本节目录制。

第6条（甲方义务）

1. 甲方根据本合同向乙方支付报酬，并对本节目的播放、宣传、放送等相关事项负责。
2. 甲方尊重丙方的隐私。甲方应采取一切合理的措施保护丙方的个人隐私，除事先得到乙方及丙方的书面同意以外，不得向任何第三方披露丙方的个人隐私。
3. 甲方不得发表或发布对乙方或丙方不利的言论。
4. 甲方在本节目的准备和播放过程中，应在遵守法律法规的同时，尽善良管理人之注意义务进行安全管理，避免对乙方或丙方产生危害。
5. 甲方根据本合同使用丙方的姓名、肖像或相关信息的，必须尊重并维护丙方的形象和名誉，不得对丙方造成不良影响。
6. ……

第7条（乙方义务）

1. 作为履行本合同的前提，乙方保证从丙方获得必要充分的授权。
2. 乙方对丙方的日程负责。丙方应履行本合同第1条规定的内容，按时到达现场，协助甲方在现场对于本节目的举办、录制等相关事项，并确保不迟到早退。
3. 乙方保证在本节目中丙方的现场表演、演出、言论等遵守法律法规，不违背公序良俗，不侵害任何第三方的合法权益。
4. 乙方保证在本节目预定播放期间，丙方保持良好的社会形象，不从事或参与吸毒、赌博、酒后驾驶等犯罪行为。
5. ……

第8条（授权书）

乙方向甲方出具播放本节目所需的授权书。授权书记载的事项与本合同的内容相矛盾的，应按照本合同的内容进行解释。在本节目预定播放期间届满后，甲方应立即将授权书返还给乙方。

第9条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务报酬的限度内，要求对方当事人予以赔偿。

第 10 条（转委托）

1. 乙方有权不经甲方事先同意，将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应让接受转委托的第三方，承担本合同项下与乙方义务同等的义务。

第 11 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 12 条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 根据前两款规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 13 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 14 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 15 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 16 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 17 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申请人的，应由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则，在日本国东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

第 18 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご活用いただきますようお願いいたします。